

泉
屋
叢
考

第
六
輯

泉屋叢考

第六輯

九南蠻吹の傳習とその流傳

附錄

名泉院親類書
吹方關係資料

南蠻吹の傳習とその流傳

合吹之圖

荒銅銀ヲ夾ムモノ此處ヲ
鉛ヲ加合煉ス是ヲ合銅ニ

風箱一臺

工人ヲ

合吹大工

サシ

下吹

銅鉛十貫目程

一日八吹



丹羽桃溪筆 「鼓銅圖錄」 下繪より、以下二葉とも同じ。

鍍吹之圖

南蠻吹トモ云天正年中
異國より住友先程傳

合銅ヲ爐中入但鎔カシ汁ト

ナラザル程ニ鐵道具ニテ

操煉スル銍汁トナリ

流レ下リニロメハ

中ニトニリ銅ハ

上ニアリ此三四ヲ

取分ル是ヲ鍍銅

出銍出白目ト云

風箱 一座

工人ヲ 鍍大工サシ

一ト吹 六貫五百目

一日 五吹



間吹之圖



灰吹之圖

細篩タル灰ヲ以
 圓池ヨリ作リ出
 置キ炭火ヲ入レ
 蓋ヲ加シ熔化シ
 ヒタスラ鼓鑪
 スレハ鉛ハ灰中
 沉ミ世寶中矣
 現然名是ヲ
 灰吹銀ト云

風箱一座 工人ヲ
 灰吹大工
 サシ

一吹 鉛六七貫目
 二吹或ハ三吹
 一日



南蠻吹の傳習とその流傳 目次

一	南 蠻 吹	一
二	南蠻吹の諸問題	四
三	神屋壽貞傳習説とその批判	六
四	蘇我壽濟傳習説	二五
五	蘇我壽濟の傳習時期	三〇
六	蘇我壽濟の傳習事情	三九
七	南蠻吹の流傳	四五
八	結 語	六九

一 南蠻吹

南蠻吹といふのは、鉛が鎔け易く且つ金銀の吸收力が大きい性質を利用し、粗銅の中に含まれた銀を分析抽出する技法である。今これを少しく具體的に説明すると、先づ銀を含んだ粗銅を鎔解し、これに適量の鉛を加へて銅と鉛との合金を作る。さうすると銀は鉛の中にも収集される。次にこの合金を熱して鉛の鎔融點攝氏三二五度以上に達せしめ、之を壓すると(之を絞るといふ)、銅の鎔融點は攝氏一〇八四度で更に高いから、銅はそのまゝ残り、鉛は鎔解して銀を伴うて流れ出る。そこで更にこの鉛と銀との合金を鎔解して兩者を分離し、こゝに銀を得るのである。

此の銀銅分離の技法は、歐洲では早く八世紀の頃發明されたと言はれてゐる。又中國でも明末の崇禎十年(日本の寛永十四年、西曆一六三七年に當る)宋應星が著した「天工開物」に銀銅分離の技術のことが見えてゐるが、その記述明確を缺くため、これは果して右と全く同一のものであるか否か、簡單には斷言し兼ねる。^①我が國で南蠻吹(絞)と稱して之を具體的に説明したものは、現在のところ元祿初年頃に秋田藩士黒澤浮木が著した「至寶要録」が最も早いが、それは極めて簡略で、其の後二十年餘りを経た正徳年中浪華の醫師寺島良安が刻苦三十年の努力を以つて著した「和漢三才圖會」

に稍、詳しく、更に約九十年降つて享和年間に南蠻吹の宗家住友家で著作上梓した「鼓銅圖録」に最も詳しい。此の書は上梓されたと言つても、それは主として同家の大阪の吹所參觀の老中・大阪城代・東西兩町奉行等や、和蘭商館長などへの説明贈呈用に作製されたものらしく、世間一般には餘り流布してゐないやうであるが、先年朝日新聞社で發行した「日本科學古典全書」の第九卷に収録されてゐるから、今は容易にその内容が見られる譯である。それは圖録の名が示すやうに、銅鑛の採掘から南蠻吹による銀の生産に至るまでの各過程を十數段に分けて巧に描いたものを、美しい色摺りであらはし、各圖に日本文の平易な解説を加へた上、別に製錬用の一切の器具の説明圖をも添附し、最後に漢文を以つて全體を更に詳しく解説したもので、圖は名所圖會で有名な丹羽桃溪、解説は傭人増田綱の筆に成り、これで一通りのことがよくわかる。今便宜上その和文と漢文との兩解説を相對照しつゝ示すと次の通りである。

銅 鉛 を 吹 合 す 圖

銀くはを含めるくはあら銅くはに鉛くはを加へくはふくはき合す。これを合せ吹銅といふ。

鎔くは合銅鉛くは 謂くは之くは安くは一くは波くは

世くは一くは幾くは

銅夾くは銀くは如くは白くは目くは者くは。加くは鉛くは放くは之くは爐くは上くは。鼓くは鞴くは鎔くは化くは。去くは土くは滓くは與くは紅くは炭くは。用くは鐵くは條くは。粘くは着くは取くは

之。形如碎瓦。是謂合銅。大抵銅居十之八。鉛居十之二。但鉛隨零銀多寡耳。銀多則倍之。寡則減之。

銅鉛を吹分る圖

合銅を爐の中へ入吹鑠し、汁にならざる程にし、鐵の道具を用ひ操れば、銅は上の方にとゞまり、鉛は汁となりてながれ出づ。此銅をしぼり銅といふ。鉛を出鉛といふ。かくすれば銅に含める銀を鉛へ勾引出づ。是をしぼり吹といふ。異國より傳へたる吹かたなれば、南蠻吹ともいふ。

分撥銅鉛 謂之志保利不幾。或奈無姿無不幾。

將合銅。填之南蠻爐。以三蠻人所傳。故名焉。築加炭徐徐鼓簫。用曲鐵杖攪之如泥。

不令鎔化成汁。其鉛則化成汁。就下流出。即鉛夾銀而出也。如其有白目者。亦欲

流。工人揮鐵杖。分撥抑止。令不與鉛混。白目常在鉛銅之間。鉛氣盡。白目則

匕取之。白目盡。銅夾鉛盡。而後灑水取銅。是名志保利。字住友氏用。其鉛則下在凹

處。結成一團。是名此時銀隱鉛中。尙未現。然其井然分三物。亦可謂巧矣。

銀鉛を吹分る圖

出鉛を以て灰爐の中へ入、炭火にて徐かに鎔かし吹けば、鉛は灰の中へ沈み、銀ばかり中英にあらはれ出づ。これを灰吹銀といふ。

沈鉛取銀 謂之波伊木幾

取銀 先作灰爐 天工開物是曰灰池。其制放篩灰於地上。令四。可徑尺餘。至中央稍深。 安鉛入炭火。又將濕灰環築。

如隄防。前鑿一竇。設戶扇 爲視火候。 而其上蓋乾土板。濕灰塗其隙。然後緩々鼓

鞀。火熱功到。鉛汁漸滲入于灰中。爲底子 謂之留加須。鎔化復還鉛。 則世寶凝然。成小圓

片在中央。此銀名灰吹銀。

右取銀法盡于此。

これはさすがに南蠻吹の宗家の解説だけに、極めて要領を得たもので、圖と併せ見ると興味津々たるものがある。

註

①前輯七の註③参照。

二 南蠻吹の諸問題

さてそれでは、この南蠻吹と稱する技法は、何時如何にして我が國に現はれたものであらうか。これに就いて、曾て一般には、住友家の業祖蘇我理右衛門壽濟が天正十九年泉州堺で南蠻人より傳習したものとしてゐた。そして一般歴史家の間では現在も尙そのまゝこれに従つてゐる人が多い。ところが、此等の曾ての説をそのまゝ奉じて居られる人々が恐らく餘り知られない間に、鑛業學界の方では早く大正十一年、この銀銅吹分の技法は、蘇我壽濟より既に百年も前、筑前博多の神屋壽貞（神谷・壽亭とも書かれる）によつて中國より傳へられたといふ一臆説が提出され、爾來同學界では最早それが定説となつてゐるかのやうに見受けられる。かくて先年住友本社で作つた、「別子開坑二百五十年史話」の如きもまたこれに従ひ、その業祖蘇我壽濟の南蠻吹初傳者としての名譽を自ら放棄するに至つてゐるのである。併しながらこの新説は果して妥當なものとして認め得られるであらうか。又從來の蘇我壽濟傳習説にしても、何等の問題もなくそのまゝ卒直に認め得られるものなのであらうか。

更に又この神屋壽貞傳習説の出現により、後世の南蠻吹の流傳に就いても、それは専ら壽貞傳習の法が傳はつたもので、蘇我壽濟傳習の法はこれを承けた住友家の秘法として公開されなかつたと考へる説と、逆に壽貞傳習の法はその流傳寧ろ少く、壽濟傳習の法が廣く流傳したやうに考

へる説とがある。さうするとそのいづれかによつて、二人の本邦鑛業界に於ける功績の評價に甚しい差異を生ずる結果となるが、果していづれが眞實を得たものであらうか。

要するに、南蠻吹に就いては、その傳習と流傳とにそれぞれ問題があることゝなるが、南蠻吹が本邦鑛業史上將又近世貿易史上極めて重大な意義を有するものであるだけに、此等の問題は是非とも明確に解決されねばならない。そこで以下管見の及ぶまゝにこれに就いて考究したいと思ふ。

三 神屋壽貞傳習説とその批判

先づ初めに新説神屋壽貞の銀銅吹分法傳習説を見るに、これは工學士西尾銜次郎氏が大正十一年十月號の日本鑛業會誌上に發表されたもので、昭和十八年に出版された同氏の著「日本鑛業史要」にも収録されてゐる。その中必要な要點を示すと次の通りである。

傳來の年代に關しては、住友家傳は天正十九年にして、日本社會事彙は慶長年中とせるも、是は他に決定すべき材料も無ければ、暫らく住友家の家傳に従ふも不可無からん。

其後諸書を涉獵する間に於て、聊か到達し得たる點あり。即ち前記の南蠻吹の傳來は

縱令天正十九年とするも、慶長年中とするも、其差は十年若しくは二十年に過ぎず。然るに尙之より七八十年或は百年も古へに遡るべきものにあらずやと感ぜり。

「石城志」は明和二年(皇紀二四二五年西曆一七六五年)博多の醫津田元觀の著にして、博多地誌中の上乘のものにして、頃日永積純次郎博士の盡力にて手に入れたるものなり。之を翻譯通覽するに、

神屋壽貞は博多の産なり。其頃いまだ日本にて金銀を吹分くる事を知らずして、多くの銅を明朝に渡して吹分けさせけるを、壽貞思ひけるに、我邦の重寶を異國に渡す事はなげかはしきわざなりとて、妻子を捨て、大明に入り、數年が間留まりけるに、いかゞしたりけん、一郡のあるじとなり、思ひのまゝ金銀の吹きやう及び錫鉛より銀を取る事など傳へ得て歸朝し、諸國に金山を起せり。故に今に至るまで、最初山入の時は必ず壽貞祭といふ事をなすなりといへり。又石見國其外かな山にも壽貞明神と崇め祀るとかや云云。又近年石見かな山の者來りて、博多に神屋壽貞といひし人の子孫ありやと問ふ。同處に波底寺といふ眞宗の寺あり。之を再造せんとして棟札をおろし見るに、筑前博多任神屋壽貞建立と有るよし語れり。壽貞は即ち宗湛(曾祖父ならん)なり。

以上の記事に據りて、神谷壽貞夙に明に渡り、拮据多年拔銀の法を傳習したるの事實を認め得べし。尙同書には博多の商人滿田助右衛門は又明に渡り、朱の製法を傳習し、歸りて、之が製造に従事したり。是れ我が朱製造の元祖なりと云ふ。

足利氏の末期に於て、我が西國の民は或は貿易船として又は所謂倭寇として南清各地と交通往來頗る頻繁なりし際なれば、西陲の有爲の士が海を渡り、明に入りて、彼の技術を輸入せしが如きは、最も有り得べき事實と解すべきが故に、壽貞の入明して拔銀法を傳へたりと言ふも、敢へて不當の事に非ずして、却つて當時の情勢を躍如たらしむるものあるを覺ゆ。

神谷家は金屬鑛業を營み、家富み、代々博多の巨商たり。壽貞の曾孫宗湛は千利久、天王寺屋宗及等と時を同じうし、風流の名一世に高し。秀吉の島津氏を征するや、宮崎陣所に召して茶を賜へりと云ふ。

次に吾人の知らんと欲する問題は、壽貞は果して「石城志」の記載の如く拔銀の業に従事し居りしや、又其傳來の年代如何に在り。以下少しく之が考察を試みん。

石見銀山の諸舊記を觀るに壽貞「銀山舊記」には神谷壽亭とあり、「銀山通要字錄」には神谷壽貞とあり「石見國銀山要集」には神屋壽貞とあり）大永六年（皇紀

二一八六年、西曆一五二六年）丙戌三月廿三日石見國溫泉津に假泊して仙(傳)嶽の山の異光を望んで、遂に石見銀山(後世大森銀山をいふ)を發見したりと。壽貞は年來雲州口田儀の人三島清左衛門が稼行し居りし鷺銅山の銅を購入し居りしが、此度同鑛山に赴かんとせし途中に此出來事ありしなり。

抑も鷺銅山は雲州杵築の東北方小山脈を越え一里餘の處に在り。北は日本海に面せり。鑛床は黒鑛鑛床にして、其鑛石含有成分(百分率)左の如し。

金 ○、○○○四 銀 ○、○三六四 銅 一、九〇

今假りに此鑛石より八十五の實收率を以て含銅八十五の粗銅を得るとすれば、其粗銅含有百分率は左の如し。

金 ○、〇二一 銀 一、八一 銅 八五、〇

之を黒鑛を製鍊する他鑛山の粗銅の含銀千分の一乃至五、含金十萬分の一乃至六なるに比較すれば、鷺鑛山の黒鑛より得たる粗銅は金銀の含有著しく高きを見るべし。故に鷺鑛山の粗銅は、拔銀原料としては最も優良のものなりしを知る。(此銀中の金は如何に處理せしやに關しては他日の論議に譲る。)「銀山通用字録」に曰く、神谷壽貞者年々買

雲州銅と。此の如き含銀多き銅を年々多量に買入れ居り、且つ自身遠き海路を雲州までも往來しつゝありしことを思へば、壽貞が鷺嶺山の銅を單純に世間普通の素銅として買入れ居りしに非ざる事も亦察し得られざるに非ざるが如し。

是等の事情を綜合推測して、神屋壽貞が入明して拔銀法を傳習し、之を我が邦にて實用せしと言ふは或る程度までは事實として認むるも差支なきを覺ゆ。尙其年代は石見銀山發見の大永六年以前なるは勿論にして、或は永正年間にも遡り得べけんが、今は遺憾ながら之を推定するに由なければ、假りに永正・大永の頃(皇紀二一六四・二一八六年)と推定することゝせん。

當時の支那の狀勢を觀るに、彼の佛郎機の名を以て呼ばれたる葡萄牙人(史學雜誌第三十三編第七號)の始めて廣東に來航せるは明の武宗正徳十二年にして、我が永正十四年(皇紀二一七七年)に當り、壽貞が大森銀山を發見せし大永六年(皇紀二一八六年)より僅かに九年前なり。故に壽貞が支那にて傳授したる拔銀法は近代の歐洲人が海上を航行し來りて傳播せし文明の結果に非ずして、或は古く大陸交通の結果として齎らされたる文化の一部と認むべきものには非ずやと思はる。

以上は零細の事實を基礎として、當時の情勢を稽へ臆斷したるものなれども、（傍點） 佐友家

傳授以前に拔銀法の既に支那人より我が邦に傳はりしは略推測するを得べけん。（傍點）

右の説は、要するに、「石城志」の神屋壽貞傳を主要の論據とし、「石見銀山舊記」其の他の記述並に當時の一般狀勢に對する考察を以つて傍證たらしめようとされたもので、甚だ用意周到なものである。

かくて其の後昭和五年に刊行された日本工學會編の「明治工業史・鑛業篇」や同七年に刊行された鑛山懇話會編の「日本鑛業發達史」を見ると、壽貞の南蠻吹初傳のことは、最早既定の事實として取扱はれてゐる。即ち前者に説くところは次の通りである。

是より先、我が國に於いては未だ含金銀の粗銅より金銀を分取するの法を知らざりしかば、之を粗銅として明國と交易せり。而して同國にては、更に之より金銀を拔取し、巨利を占めつゝありき。永正・大永（西曆一五〇四—二六年）の頃、博多の人神屋壽貞、大いに之を嘆き、自ら支那に渡航し、居ること多年、遂に其の法を習得し、歸りて之を傳ふ。是南蠻絞法の鼻祖なり。此の法たる、蓋し、大陸交通に依つて泰西より、支那に渡れるものなるべし。當時博多の商人滿田助右衛門も亦、入明して朱の製鍊法を傳へた

りと謂ふ。壽貞の歸朝するや、九州を始め中國地方より、盛んに銅を集め、銀を絞りて遂に博多の巨商となれり。又石見銀山の發見の如き、即ち其の副産物にして、其の他多くの鑛山を開發して、其の名天下に洽し。故に後世鑛山を開くもの、必ず先づ壽貞祭を行へりと謂ふ。壽貞は豊臣時代風流一世に冠たりし宗湛の曾祖父なり。

(中 略)

天正十九年(西曆一五九一年)大阪の銅屋、泉屋壽齋^①(住友氏の祖)泉州堺に於いて蠻賈白水より拔銀の法を傳授せられ、銅より銀を絞り出すことに從事せり。豫て此の法は當時より約百年前、神屋壽貞の支那より傳習せし法と同一なるも、大阪の地に於いて盛んに操業せしが爲、廣く世に行はれ、且、其の方法も亦、南蠻絞法と稱せられ、産銀増加に多大なる貢獻をなしたり。

この「明治工業史・鑛業篇」の文は實は西尾氏の筆に成るものであるが、このやうに、前には「或る程度までは事實として認むるも、差支なきを覺ゆ。」とか、「略推測するを得べけん。」とかいふやうに謙虛であつたのが、こゝでは「遂に其の法を習得し、歸りて之を傳ふ。是南蠻絞法の鼻祖なり。」と斷乎とした確定の記述となつてゐるのは注目すべきであらう。

そして翌々七年に刊行された鑛山懇話會の「日本鑛業發達史」になると、右の明治工業史の説をうけて、記述も殆んどそのままに、壽貞壽濟兩人の傳習事情を述べた後、壽濟傳習の法に就いて、

此法は住友家の祕法と稱せられ、今日に至るまで外部に發表せられざるが爲め、其詳細を知ることを得ざるも、曩に博多の神谷壽貞が支那に於て明人より傳授されたるものと

大略同じきが如し。

と説明され、一層發展した形で、神屋壽貞の功が確認されるに至つてゐるのである。かくては事は既に解決して最早何等の問題をも残してゐないかのやうに見受けられるであらう。しかしながら、今之を更に愼密に考察して見ると、實はさうではない。一つの説が一见如何程堅固さうに見えようとも、若しその説の據つて立つ基礎が不確實であり、又他方に明確な反證があるならば、それは結局砂上の樓閣として動搖崩壊する外はないのである。この一见確實さうに見える神屋壽貞の南蠻吹初傳説なども、西尾氏の折角の非常な努力にも拘らず、まことに遺憾なことながら、卑見ではまたさうした性質のものと言はねばならないと思はれる。

それでは西尾氏の新説は何故いけないかといふと、それは新説の基礎資料として提示された肝

心の「石城志」の神屋壽貞傳に誤りがあり、又その解釋も當を得てゐないからである。

今「石城志」の壽貞傳を検討して見るに、西尾氏の提示文のみに就いて之を觀ると、いかにも壽貞は銅から金銀を吹分ける術を學ぶ目的で明國へ渡り、多年辛苦の結果能く所期の目的を達して歸朝したかのやうにも解せられるが、京都大學國史研究室所藏の「石城志」の古寫本や東京上野圖書館所藏本によると、右の引用文の初めの「金銀を吹分くる」は「金銅吹分る」となつてゐる。又數本を比較參考の上印刷されたといふ筑紫史談會發行の「筑紫史談」附録の「石城志」の文も此等と全く同じである。^③ さうすると、たまたま西尾氏が入手された「石城志」の壽貞傳の初めにあるといふ金銀は、金銅を寫し誤つたものであるか、或は蟲喰ひか何かで不明瞭なのを、すぐ後に金銀の文字があるところから、氏がそのやうに讀まれたものであることが考へられる。

これに關聯して注意されるのは、西尾氏がその提示文で「石見國其外かな山にも壽貞明神と崇め祀るとかや」の次に、單に「云云」として省略された部分は、右の三本で見ると、

今按に金銅吹分る事は本朝の人今にしらすといへり。しかれとも家説に従ひてしるし侍る。

となつてゐて、こゝにも「金銅吹分る事」と記し、前後よく對應してゐることで、これによつて

もいよいよ西尾氏提示文の金銀が金銅の誤寫か誤讀であることが知られるのである。

しかもこの金銅吹分に就いて、筆者津田元觀が、邦人今なほ知らないといふこと、不審ではあるが、兎に角家説のまゝに記して置くと言つて、それを史實と認めることに尙確信のないことを表明してゐるのは、この際見逃せない文字である。事實金銅吹分といふことは、黒澤浮木の「至寶要録」にも、「銅に金銀氣なく銅計の鉑は歩付よきなり。銀氣の有鉑は、銅しぼりの時、銀多く出るゆへ、上高の直高し。金氣の有鉑は、金しぼり取事ならぬものなれば、直高き事もなし。中略 銀はしぼりとれども、金絞る事は、異國はしらず、日本にてはならぬと云。」とて、明瞭にその不可能なことを言ひ、其の後「和漢三才圖會」に方法ありとして説明してあるものゝ、劇烈な砒毒にあたるため、極めて危険で至難の作業であると記して居り、従つて銀銅吹分とは大いに趣を異にし、殆んど行はれなかつたやうであるから、元觀のこのやうな不審も至極尤もなものとなのである。

ところが、實を言ふと、元觀はこの家説なるものを誤解して、勝手に不審を起してゐるだけのことには過ぎない。家説はどういふことかといふと、その骨子は、壽貞が金銅吹分の術を學ぶ目的で明國へ渡り、數年の後「金銀の吹やう及び錫鉛より銀を取る事など」を傳習して歸朝したとい

ふだけのことである。たゞそれだけである。たゞそれだけといふのは、習得したのは「金銀の吹やう」であつて、「金銀の吹分けやう」と言つてゐないこと、これが見逃してはならぬ點である。「吹分けやう」と「吹やう」とは別のことで、壽貞が傳習して歸つた新技術が「銀の吹やう」即ち銀鑛を吹き鎔かして銀を製することであつたのは、他にも之を考ふべきものがある。現に「石城志」には前掲の壽貞傳に續いて徒然草の説話といふものが附記されてゐるが、それは次の通りである。

徒然草に云。博多に神屋壽貞と申入道大明に渡り、銀吹しやうを習ひ歸朝せし也。其時分は石見國の山に錫鉛はかり出ぬるを、壽貞石見の銀山に至り、白銀吹出してよりこのかた、日本銀吹ぬる事必定也。今博多に其子孫あり。

これで見ると、前の家説といふものに「金銀の吹やう」とあるところを「銀吹出しやう」と言つてゐる。そして更に壽貞の事蹟に就いて檢しても、「石見銀山舊記」や「銀山通用字録」には、「鍾を吹鎔し、銀を成す事を仕出せり。是銀山銀吹の始り也。」とか、「始吹鎔鍾製白銀」など、記してゐて、彼が鍾即ち原鑛を吹鎔かして銀を製することを始め出したといふことは認められるが、粗銅吹分などいふことは痕跡の片鱗も認められない。^⑤

此等を相對照して考へると、問題の「金銀の吹きやう」といふことが原鑛精鍊で、粗銅吹分でないことがよくわかると思ふ。事實また南蠻吹は古來この特技を實施した住友以下大阪の銅精鍊家を銅吹屋と言ふやうに、銅吹の中に含められてゐたので、銀吹とは言はなかつた。これがわかると、例の家説の壽貞傳に、「思ひのまゝ金銀の吹きやう及び錫鉛より銀を取る事など傳へ得て歸朝し」と言つて、「金銀の吹きやう」と「錫鉛より銀を取る事」とを殊更區別して書分けてゐるのは、「金銀の吹きやう」が次の錫や鉛の場合と同じく、「銅より銀を取る事」でないため、「銅錫鉛より銀を取る事」と書き並べ得ないからであるとして、その意味が始めてよく理解されることになる。

ところが、元觀は壽貞の明國渡航の目的が金銅吹分を習ふにあつたといふことから—實はこれも果してどこまで眞實を傳へたものか疑はしいものであるが—彼の習得して歸つた「金銀の吹きやう」といふことを直ちに銅からの「金銀の吹分けやう」と早合點したため、「今按ずるに」と言つて、思ひのまゝに銅から金銀を吹分ける術を習つて歸つたといふのに、そもその目的であつた金銅吹分が今以つて邦人に知られてゐないとはどうしたことか、などゝ不審がらねばならなかつたし、西尾氏は西尾氏で、その所藏本の文字の誤寫或は誤讀から、壽貞の明國渡航の目的を

銅より金銀を吹分けることゝ解されたため、一層そのやうな誤解に誘はれることゝなつたのである。

このやうに検討して來ると、神屋壽貞の銀銅吹分術傳習の唯一の資料として提示された「石城志」の壽貞傳は、その實何の力もないものであることが知られるのであるが、一方これを壽貞の事蹟全般に就いて調べて見ても、彼が銀銅吹分を實施した痕跡などゝいふものは少しも認められない。又それなればこそ從來壽貞が南蠻吹の傳習者と考へられなかつたのである。

抑々壽貞が石見の大森銀山を發見したのは、出雲の鷲銅山の産出銅購入の爲出雲へ航行途上のことであつたといふから、彼が銅商であつたことは、大森銀山稼行以前のことである。従つて彼が粗銅吹分術を習得してゐたとすると、他に比して金銀を含有すること著しく多いこの鷲銅山の産出銅に對し、逸早くその新技術を實施してゐたことは、何の疑もない。しかし、それは飽くまで彼の新技術習得の假定に立脚してのことであつて、若しこの假定が成立しなければ、如何に金銀を多く含有する有望な粗銅があつても、それは結局無意味である。

ところが、今其の假定は結果的に觀て成立が甚だ覺束なく思はれる。それは彼がこの新技術を實施したものととしては、折角の有益なこの技術が、其の後何人にも全く傳はらなかつたといふこ

とが理解し難いからである。前引「明治工業史・鑛業篇」や「日本鑛業發達史」には、歸つて之を邦人に傳へたと言ひ、殊に前者に於いて西尾氏は、「壽貞の歸朝するや、九州を始め中國地方より、盛んに銅を集め、銀を絞りて遂に博多の巨商となれり。」とまで述べて居られるが、これは果して何に據られたものであらうか。壽貞の巨富が銀鏈即ち銀鑛採掘に基くものであることは、「石見銀山舊記」や「銀山通用字録」に明確に記してゐるところで、外に粗銅吹分などによることを示した資料などは全然見當らない。又それなればこそ西尾氏は長文の考證を敢てしてまで、極力その傳習の事實を確かめようとされたので、若しそんなことが明瞭にわかる位ならば、最早それだけで充分で、別に壽貞の時代から二百數十年も經た遙か後世に作られた「石城志」の壽貞傳などを基礎資料にして、むつかしい論議をする必要は更になく、従つて前に發表された論文は意味をなさぬことになる。そして西尾氏がかの論文發表後にそのやうな事實を新たに發見されたのである。明治工業史から更に十數年後昭和十八年刊行の「日本鑛業史要」といふ氏の著書に、大正十一年發表の問題の論文がそのまゝ原文通り収録され、聊かも補訂の筆が加へられてゐないことがこれを明瞭に示してゐる。さうすると、これは氏が其の後自説に對する反對説の出なかつたことから、その誤つた臆説を定説化して、壽貞の南蠻吹傳習を最早既定の事實と認め、之

に基いて更に循環して壽貞の事蹟を解釋し、「石見銀山舊記」や「銀山通用字録」に壽貞の巨富が銀鑛の採掘精鍊に因ることを明確に記してゐるのを、勝手に粗銅の吹分に因るものとされてゐるやうな自由さで、遂に右のやうな大膽な表現をされたものと解する外はない。

そして尙こゝに不可解なことは、壽貞が傳へたと氏が考へられる拔銀法とは、「石城志」以外に窺知すべきよすがもなく、しかもそれには單に「金銀の吹きやう」と見えるのみで、これ以上何等具體的な方法を示してゐないのであるから、假りにこれを粗銅吹分のこととしても、それが果して南蠻或は南蠻吹と稱された壽濟の技法と全く同一のものを意味することになるか否かは知り得べくもないに拘らず、簡單に之を同一視して居られることである。従つて氏が壽貞を目して南蠻絞法の鼻祖なりと言はれ、又壽濟に就いて、その技法が壽貞傳習の法と同一なりと言はれるのも、どこまでも氏一箇の臆斷といふ外はない。況んや「日本鑛業發達史」の筆者が、この西尾氏の臆斷に無批判に盲從するのみか、更に「此法は住友家の祕法と稱せられ、今日に至るまで外部に發表せられざるが爲め、其詳細を知ることが得ざるも、曩に博多の神谷壽貞が支那に於て明人より傳授されたるものと大略同じきが如し。」と言ひ、後世南蠻吹と言はれたものを以つて、壽貞所傳のものが傳はつたものとするに至つては、啞然たらざるを得ないのである。住友家は此の

法を祕法として、今日に至るまで外部に發表せぬといふが、既に壽濟自身が大阪の吹屋仲間に傳授し、爾來この法廣く一般に流傳して、多大の國益をなしたことは、後に流傳の條で述べる通りであり、且つ又初めに述べたやうに、享和年間には「鼓銅圖録」が作られ、この法は各精鍊過程及び所用器具の圖を以つて詳しく説明されてゐるのである。^⑦之に對し壽貞が傳習したといふ技法なるものこそ、果して何によつて知り、何處に流傳の形迹を認め得るであらうか。抑々南蠻吹が後述のやうに、壽濟より傳授を受けた大阪の地に榮え、異國向拔銀棹銅並に内地向地賣銅の吹方が早くから幕府の指令に基き、原則として大阪の地に限られたばかりでなく、その吹屋の筆頭が古來一貫して蘇我家の事業を繼承した住友家で、^⑧同業者も住友の祖先を南蠻吹の鼻祖と認めてゐたといふこと、^⑨そして又南蠻吹と不離の關係にある銅貿易商仲間が古來殆んど大阪若しくはその附近の在住者で、九州在住者は僅か二三人に過ぎず、しかも壽貞の子孫にも將又壽貞の住所博多はもとより、筑前全體にも一人もなかつたといふことが、最も端的にこの法が壽濟から出て壽貞よりは出なかつたことを示してゐるのである。

このやうにして、神屋壽貞を本邦南蠻吹の鼻祖とする西尾氏の説は、その提示された證據資料が無効である上に、明確な反證までである以上、何人も到底これを承認することは出來ないであら

う。

石見銀山舊記等に見える壽貞が天文二年博多から宗丹・慶壽の二人の吹工を帶同して、銀山にて白銀の精鍊に成功したといふ新技術と覺しき精鍊法につき簡叙しておく。「銀山濫觴記」には大永六年の開発以來、白銀精鍊の成功以前は、馬路村の灘、古柳、鞆ヶ岩の浦へ買船が多く來て銀の鍊を買取つて壽貞の家が富み榮えたと記してゐる。

石見銀山は、十六世紀中頃より十七世紀中頃にかけて隆盛を極めた、わが國の金銀山の開發の先驅をなすものである。さて近世の銀鑛の精鍊法は、銀鑛に鉛を合せ鎔解して含銀鉛(貴鉛)を抽出し、これを灰吹にかけて銀を採るを原則とし、この精鍊で終始一貫してゐる。この精鍊法は、少くとも十五世紀中に明において行はれたことは、陸容の撰した「菽園雜記」に明記せられ、また十六世紀はじめにかけて朝鮮において實施せられたことは、「李朝實錄」における端川郡銀山の精鍊の記載等に徴して疑ひない。燕山君十二年(永正三年)八月の條に「命端川所進鉛六千九百斤、鍊銀後、以滓鉛燔造青瓦」とある。この鉛は端川銀山に産した含銀鉛鑛であつて、滓鉛はわが國でいふ留糟即ち密陀僧である。中宗の二十三年(享祿元年)二月の條に「刑曹曰、中略 朴繼・豆應知・安世良・張世昌等、以倭鉛鐵、作銀于黃允家」と見える。鉛鐵は、「李朝實錄」では銅鐵

が銅をいふ如く鉛をいふが、この場合は含銀鉛鑛と見るべきである。つまり「銀山濫觴記」にいふ銀の鑛であらう。しかるに天文の半ば頃より、わが國より銀の外國輸出が俄然多量に行はれるに至り、明の商船も銀を求めて來船するものが多くなるのであるが、中宗三十五年(天文九年)幕府の使船と稱するものが銀八萬兩(貫八百)を朝鮮へ船載したとき、その一官人は政府へ告げて「彼縁我國奸人學得造銀之術」とある。つまりわが國人が朝鮮人から銀精鍊法、即ち前述の含銀鉛の抽出と灰吹法を學んだといふのである。

神谷壽貞は神谷系圖によれば、宗湛の曾祖父で主計の子とある。主計は天文八年の遣明勘合貿易船の第一號船の惣船頭であつて、最も有力な貿易商人であつたことは、策彦周良の初渡集に明らかである。周良はこのとき副使として主計の船に乗つたので、天文七年七月より翌八年三月迄、博多滞在中は、神屋彦八郎・神屋壽禎或は主計の子次郎太郎、婿孫八郎等の來訪が頻りに記されてゐる。主計の養子太郎左衛門も第一號船に乗つたが、周良の記述の調子から見ると壽貞が主計の子であるといふことには疑問がないではないが、それはとにかく彼も渡明の機會がなかつたとはいへない。天文以前としては大永三年の遣明船があるが、この時は、明の港へ着くや否や騒動を起して分散してしまつた。しかし壽貞の渡航を考へるよりも、むしろ前述の史料の示すところ

により、銀精鍊法は直接に朝鮮より傳へたものであらう。神谷一族が朝鮮貿易に活躍したことは疑ひない事實である。しかしそれが大陸系のものであることはいふまでもない。

壽貞の傳へた銀精鍊法は明らかに南蠻絞そのものでない。たゞ鉛を銻劑として利用する點において、原理的にはこれを應用工夫したものとはいへよう。^⑩

註

① 蘇我壽濟は京都に住居したのであるから大阪の銅屋とすることは誤りである。

② 「筑紫史談」附録の「石城志」の序文に、筑紫史談會幹事長 武谷水城氏は次のやうに述べてゐられる。

各種の寫本魯魚焉馬の誤頗る多く行文亦異動あり。今數本を比較して其の最も正しと認めたるものを彼此參考撰取せり。

③ 東京上野圖書館本及び「筑紫史談」附録本の文は、それぞれ東京上野圖書館、福岡縣立圖書館に依頼して調査して戴いた。こゝに深厚な謝意を表する次第である。

④ 又有下取銅中金一法。和砒一霜爐甘石二銻_ニ化_ス之。人一及草木_ニ砒_ヲ毒_ス。故難_レ成。

⑤⑥ 「石見銀山舊記」にいふ。神谷三島相供に大永六丙戌三月廿日三人の穿通子、吉田與三右衛門・同藤左衛門・於紅

孫右衛門引連て、銀峯山の谷々にて石を穿ち地を掘りて大いに銀を採り、壽亭皆收め取り、九州に歸りけり。是よりして石見國馬路村の灘、古柳(枯柳)鞆ヶ岩の浦へ買船多く來り、銀の鏈(銀と石と相雜るものを鏈といふ。)買取りて壽貞が家大いに富み、從類廣く榮へけり。銀山へも又諸國より人多く集りて、花の都の如くなり。(中略) 天文二年壽貞博多より宗丹桂壽といふものを伴ひ來り、八月五日相談して鏈を吹銻し、銀を成す事を仕出せり。是銀山銀吹の始り也。(下略)

又「銀山通用字錄」に言ふ。建武年間。足利直冬入_ニ當國_一。

攻_二下諸城_一。獲_二銀山_一。殆收_二盡銀鑊_一。然但採_二地上之布銀_一耳。未_レ知穿_レ地而深入索_中銀鑊_上也。(中略)時筑前博多之

屋伴_二同國博多宗丹桂壽者_一。而來_三于銀山_一。始吹_二鎔鑊_一製_三白銀_一。

商船。神谷壽貞者。年々買_二雲州銅_一。船到_三于邇麻海上_一。偶見_二一高山頂上金光氣上騰_一。奇而問_レ之。土人曰是所_レ謂銀山也。往昔所_二多得_レ銀之處_一。壽貞竊意。是寶山矣。豈可_レ徒手耶。遂至_二雲州_一。與_二同國鷲之銅山師三島清右衛門者_一謀。

⑦「鼓銅圖錄」の著作年次については、西尾氏の「鼓銅圖錄考」に詳細な考證があつて、享和元年と推定されてゐるが、圖錄撰文者増田綱の草稿に享和二年と見えてゐるので、これは少し修正されねばならない。

率_二大工吉田與三右衛門、小田藤左衛門、小紅孫右衛門及掘子數人_一。而來_三于銀山_一。穿_二山腹_一。而作_レ窟。深入_二地中_一。而求_二銀鑊_一。名_二其坑_一曰_二間歩_一。又曰_レ敷。作_二門歩_一自_レ此始焉。於_レ是獲_二巨多銀鑊_一。壽貞買_レ之。運_二輪于筑前_一。爲_二巨富_一云。

⑧住友家が古來一貫して吹屋の筆頭であつたことは「銅吹屋仲間由緒書」によつて明らかであるが、尙「鼓銅圖錄」にも浪華爐戸長と明記してゐる。銅吹屋仲間由緒書。内容は次項に述べる。

實大永六年丙戌三月廿三日也。功業日月盛。人民多集。而未_レ知_下鎔_レ鑊_上而製_中白銀_上也。(中略)天文二年八月。筑前神

⑩「石見銀山舊記等に見える壽貞が天文二年云々」以下補訂。(小葉田)

四 蘇我壽濟傳習説

西尾氏の新説である神屋壽貞の銀銅吹分法傳習説が、史料的に無力なものであることは、大體前項で證し得たと思ふ。それでは蘇我壽濟の傳習説はどうであるか。從來この説が依據したところは、住友家の家史「垂裕明鑑」を始め、殆んど「鼓銅圖錄」の記述であつて、それは次の通り

である。

本邦自東人始獻銅。和銅紀年。迨于元龜天正之際。殆千年。其間各郡所出。惟金三品頗多。然未有拔銀於銅者。可謂闕典矣。唯天正以前所造銅器敗者。鎔鍊必得銀焉。此其證也。而當時所用之銀。蓋咸採諸坑中者云。天正之末。有蠻賈抵於泉之左海。傳拔銀法於住友壽濟。實辛卯之歲也。明崇禎中。宋應星所著。天工開物亦述拔銀法。而其法不同。崇禎在辛卯之後四十年。住友氏自壽濟以來。以探銅鼓鑄爲業。四世之後曰友榮。元錄年間。檢出銅山於豫州。請官鑿開。每歲所出。不下七十萬斤。至今百餘年。連綿不絕。七世于斯。爲浪華爐戶長。以其蠻賈號白水故。合兩字以泉爲鋪號。本邦取銀於銅。實肇于住友氏矣。而世人多不知之。故此詳之。

こゝに言うてゐるのは、壽濟以前我が國に銀銅吹分の技法なく、壽濟^①が天正十九年始めて之を泉州の左海即ち堺で南蠻商人から傳へ、住友の鋪號を泉屋といふのも、その南蠻商人の名「白水」の二字を合して作つたものであるといふのである。

この外一般には餘り知られてゐないが、今日まで外部に出てゐる住友の家傳としては、尙これ

より二年前寛政十一年の「豫州銅山師泉屋吉次郎由緒書」と同年の「入江育齋墓誌」とがある。前者は「通航一覽」卷百五十八の卷末に収録され、之と前半殆んど同文で後半更に詳しい由緒覺書が住友家の舊記「別子立川兩御銅山公用帳」の寛政十一年三月の條に見えてゐるが、それには、

一 私家業銅商賣之儀は、天正元年起業仕、當時まで凡二百二十七年相續仕候。古來は異國人肥前國平戸並五島・豊後・薩摩等に着船仕、勝手に諸商賣を遂候て、異國船入津之口々に、御奉行様は無御座趣承傳申候。其頃より私先祖も異國渡銅商賣仕、異國人に直賣仕候に付、白水と申南蠻人に出會、日本之銅より含銀鉸候儀相傳鍛練仕、今以南蠻吹と唱、子孫に相傳申候。夫より以來は、世上にも餘多鉸方相覺申候。私方一家泉屋も右之由緒と申傳候。^②

と述べられてゐる。又入江育齋は壽濟の玄孫に當り、その墓誌は詩賦文章の鬼才を以て稱された大阪の郷校懷徳堂の中井蕉園の撰文で、「蕉園先生文集」や「大阪訪碑錄」・「大阪人物誌」等に収録されてゐるが、それには壽濟に就いて、

初壽濟穎敏多巧思。差人取銅于諸州。自坑採至爐鎔。術頗精。贏頗多。家用頗富。後見明人白水于泉州。研究其術。肇獲銀於銅中。蓋本邦冶銅之法。悉備於吾壽濟氏矣。

と言うてゐる。

しかも未だ一般に知られてゐない家傳として更に注目すべきものは、正徳五年に認められた曾孫住友友芳の親類書と、同じく曾孫で友芳の従兄弟に當る住友友房(良慶)が寶曆三年友芳の未亡人と長子友昌との爲めに認めた「先祖聞傳書」で、前者には、

曾祖父泉屋理右衛門(蘇我壽濟)天正十九卯年京寺町通松原下ル西側ニ而初而銅商賣仕候。此

節諸國出銅少ク、山出シ荒銅を以直ニ日本細工向之銅ニ吹立申候所、南蠻吹之仕方傳承り、銅を銀鉸吹鍛鍊仕候。

と見え、後者には、壽濟に就いて、

南蠻吹ヲ御傳受被成、和朝ニ而之吹方元祖也。年をへて大坂吹屋中へ御相傳被成候。其節證文等御取置被成候由、

と見えてゐるのである。のみならず、寶曆十三年大阪の銅吹屋仲間が舊記を調査して編輯した「銅吹屋仲間由緒書」にも、開卷劈頭先づ大阪銅商賣人發生の次第を述べて後、

但天正十九卯年泉屋吉左衛門(少くノ意)於京都銅商賣取始候節、諸國出銅無數、銀氣含有之山出し荒銅を其儘日本細工向下地ニ吹立候所、南蠻吹と申吹方致傳授、始而銅を銀を絞り取候

吹方致候事。

と云うてゐるのを見ると、壽濟の南蠻吹傳習のことは、單に住友の家傳といふに止まらず、同業者一同がこれを認めてゐたことが知られる。

このやうな種々の傳承と、後に流傳の條に述べるやうに、古來南蠻吹が大阪を中心に榮え、壽濟の業を繼承した住友家がその統領であつた事實などを併せ考へると、壽濟の南蠻吹傳習のことは、確實に之を認め得られると共に、神屋壽貞傳習説の崩壞により、愈々明確に蘇我壽濟が我が國の南蠻吹初傳者であつたことが知られるであらう。^④

尤もこの際一言附記を要するのは、嘉永の頃生野銀山の小川民徳が著した「生野開坑畧記」に南蠻輔法を説明した後、

織田公之時。南蠻人始傳其法。故名南蠻輔。

と云うてゐることで、それは壽濟のこととして稍々早きに失し、一見別の所傳のやうにも見られるが、何分遙か後世の漠とした記述である上に、前掲「通航一覽」収録の「豫州銅山師 泉屋吉次郎由緒書」の記すところでは、泉屋は天正元年の起業とあつて、恰もこのやうにも解されるから、恐らくこのあたりから出た訛傳であらうと思はれる。

註

①「鼓銅圖錄」には壽濟を住友壽濟と明記してゐるが、これは

は「私方一字泉屋」とある。

正しくは蘇我壽濟とすべきである。壽濟の長子理兵衛が住友政友の養子となつて實家の事業と舖號とをそのまゝ繼承し、其の上次男忠兵衛が相續した蘇我の宗家は後に廢業して、事業上では壽濟が住友家の祖となる關係から、そして

③これは泉屋理右衛門とあるべきで、後に泉屋の當主が代々吉左衛門を稱したところから、不用意に初代に迄その名を廻らしたのであらう。

又蘇我家がもと住友と一家であつたと傳へられることなどから、かやうに記したものでないかと思はれる。

④「別子立川兩御銅山公用帳」の慶應二年の由緒書や廣瀬宰平の「半世物語」或は、「宰平遺續」などに壽濟の子友以を以つて南蠻吹の初傳者とし、爲めに坊間まゝこれに従うた文獻もあるが、これは誤りである。

②「通航一覽」には白水の部はこれを不明としてゐる。今住友家の舊記「別子立川兩御銅山公用帳」の寛政十一年三月の條所載の由緒覺書によつて補うた。又「私方一家泉屋」は由緒覺書に

⑤「生野銀山孝義傳」の附録。

五 蘇我壽濟の傳習時期

以上によつて蘇我壽濟が本邦南蠻吹の初傳者であつたことは確認される譯であるが、併しながら彼が何時如何にしてこれを傳習したかといふ點に至つては、簡單に「鼓銅圖錄」の説くところには従ひ難く、種々考へるべきものがある。

第一にその傳習の時期に就いて、「鼓銅圖錄」は前記のやうに明確に天正之末辛卯之歲即ち天正十九年と云うてゐるが、之は果して何に據つたものであらうか。確實な根據の認むべきものがない上に、外にはかやうに年次を明記したものが見當らぬところよりして、壽濟からは二百年も後に作られたこの書の記述に簡單に従ふ譯には行かないのである。唯「豫州別子御銅山由來書拔」と題する住友家の舊記に、

諸國銅山荒銅より銀を絞出し候儀、吉左衛門先祖從南蠻人相傳仕、天正十九卯年於京都初而銀絞り仕候。

と言ひ、天正十九年には既に京都で南蠻絞を実施したと述べてゐるのは、「鼓銅圖錄」の右の所説に關聯するものとして、一見大いに注目されるが、この記録そのものゝ年代がまた「鼓銅圖錄」と大差ないもので、^①それだけ内容に確實性乏しく、寧ろその説の出所を「鼓銅圖錄」と同じうしてゐると考へられる點より、天正十九年傳習説の傍證としては遽に認め難いものである。

それでは右の兩説の共通の出所とは如何なるものかと言ふと、その天正十九年といふ年次より直ちに思ひ合はされるのは、壽濟の京都開業の年次である。この開業年次については、前掲正徳五年の住友友芳親類書や「銅吹屋仲間由緒書」にも見られるやうに、天正十九年といふことが住

友の久しい家傳となつてゐる。そこでこの家傳を解釋する場合、壽濟が南蠻吹の傳習に基き直ちに、この新技術によつて開業したといふ風に漫然と考へるならば、こゝにおのづから右の二説が生れ出て來るのであつて、南蠻吹の傳習と實施及び開業といふ三者の年次の一致は、普通に考へられ易いかうした考へ方の所産であつたらうことを推測せしめる。實際またこれ以外には、天正十九年といふ明確な年次の出所は全然見出し得ないのである。

しかしかうなると、問題は更に推進されねばならない。それではその天正十九年の開業といふことは果して確實性あるものなのか、又縱令確實であつたとしても、南蠻吹の傳習と開業とが同年であつたといふことが、果して確かめ得られるのか、これが問題となるべき筈である。ところがこゝに至ると幸ひにもこの問題を解くべき資料が見出される。それは正徳四年任友友芳が幕命を受けて貨幣改鑄のため元祿以來の惡貨の鎔解を擔當するに就き、其筋より家業由緒書の提出を求められた際、京都に居た從弟の理右衛門武雅が壽濟の孫で泉屋（蘇我家）の相續者たる忠右衛門一壽（友芳及び武雅の從祖父）に聞き合せて作製した由緒書草稿の寫しで、これは現在の史料としては、壽濟の開業と南蠻吹實施とを述べた最古の、又根本的なものであるが、それには次のやうに見えてゐる。

元祖

理右衛門 壽齋(てい)

十九歳之時銅商賣ニ取付候

天正十九年卯ノ年

午年迄百廿四年ニ成ル

右理右衛門商賣取付候節ハ、惣而銅不自由ニ而、細工向迄之事ニ而、荒銅ヲ以直ニ吹立候。京寺町松原下ル西輪ニ而銅吹屋最初取付、其後大坂内淡路町ニ而銅吹申候。

但銅より銀ヲしほり候事致鍛鍊大坂ニて吹せ候。

(中略)

右之通一壽老ニて承合。壽齋様御死去之御年六十五。今年迄七十九年ニ成申候。十九歳之時京へ御出被成候由。二條壽元様ハ一壽老御聞被成候。大坂ニ吹屋ハ無之様子ニ御座候得共内淡路町ヲ壽齋様御代ハ有之分ニ書付候。京之吹屋ハ二男壽元様へ御讓、大坂ハ嫡子良入様(理兵衛
友以)へ御讓被遊候分ニ此書付致候。

さてこれを漫然と見ただけでは、壽濟の京都開業年次は矢張り天正十九年のやうに思はれよう。ところが仔細に検討すると、これはさうは簡單に行かない。何故なら天正十九年十九歳とす

ると、御死去之御年六十五ともあるから、その歿年は寛永十四年でなければならぬのに、彼の墓塔刻銘其の他孫友信の親類書等確實な資料によると、その歿年は寛永十三年であり、又現に今年^③（即ち正徳四年）迄七十九年ニ成申候と言つてゐるのも、寛永十三年より起算してのことで、二者一致しないからである。従つて十九歳天正十九年か、行年六十五歳か、いづれか一方の誤りとなる譯であるが、これは果して如何様に判定すべきであらうか。

そこで今この全體の記述を改めて虚心に熟視熟讀すると、終りの説明書に見るやうに、壽濟の京都開業の年齢十九歳といふのは、一壽がその父壽元即ち壽濟の次男で相續者たる忠兵衛より聞いた話であり、又行年六十五歳に至つては、壽元には直接經驗の事實で、これは疑問なく確認し得たと見え、こゝでも確定的な記述振りをしてゐる。従つてこの十九歳京都開業と行年六十五歳とは基本的な事實であることが知られるのである。これを考慮しつゝ更に由緒書の最初の記述體裁を觀察して見ると、「十九歳之時銅商賣ニ取付候」と冒頭に記してゐるが、これは即ちこの基本的事實を先づそのまゝ卒直に記したものである。これに對し天正十九年は一段下げて右に對する註記的書記體をなし、次に更に一段下げてその天正十九年より當年正徳四年迄の年數を註記してゐる。これによつて見ると、十九歳の開業が天正十九年といふのは、壽濟の歿年寛永十三年と行

年六十五歳とより推算したもので、眞實は天正十八年であるのを一年の誤算をしたのであつたことが知られるであらう。さうすると壽濟の十九歳開業といふのは、正しくは天正十八年といふことになる譯で、從來壽濟の京都開業を天正十九年としてゐた住友の家傳は、この正徳四年の由緒書の誤算に基いたものに過ぎないのである。さてこのやうに壽濟の開業年次が變つて來ると、これに基いて考へられた天正十九年といふ南蠻吹傳習年次も、亦従つて變動を餘儀なくされることは言ふまでもない。

それでは南蠻吹傳習年次は之を如何様に考ふべきか。この場合開業年次に伴うて一年だけ繰り上げ、天正十八年といふ風に考へ直せばそれでよいかと言ふと、これも亦さうは簡單に行かないのである。何故なら右の由緒書には、先づ初めに當つて、壽濟が開業した時、「惣體銅が不自由で、細工向迄のことで、荒銅を以つて直ちに吹立てた」と言ひ、次に「最初は京寺町松原下ル西側に吹屋を建て、其の後大坂内淡路町で銅を吹いた」と述べ、これに註して、「但し銅より銀をしぼることを鍛鍊して大坂で吹かせた。」と言つてゐる。そこでこれによると、南蠻吹は大坂に吹屋を建ててから實施したので、京都では未だ行はなかつたといふのであるから、當然の歸結として、壽濟は南蠻吹の傳習に基いて開業したのではなく、開業以後に南蠻吹を傳習したことゝならねばなら

ないからである。

尤も最後の説明書に見えるやうに、壽濟が京都で南蠻吹を行はなかつたといふことも、大阪に吹屋を設けたといふことも、いづれも眞實ではなく、かうした由緒書に屢々見るやうに武雅が意あつて表向の由緒書にはそのやうに記さうとしたまでのことであるが、併しもともと壽濟が南蠻吹を傳習したことにより初めて京都に新技法の吹屋を建て、開業したものであるならば、このやうな記述は出來得べくもないことで、如何なる理由にもせよ、このやうな記述をなさうとしたことは、元來南蠻吹の傳習が開業の理由ではなく、開業以後に南蠻吹を傳習したことを物語るものに外ならないであらう。しかもこれは單にこの由緒書についてのみ言ふのではなく、別に之を傍證するものもあるのである。例へば前にも掲出した入江育齋の墓誌に、

初壽濟。穎敏多巧思。差人取銅于諸州。自坑採至爐鎔。術頗精。……後見明人白水于泉州。研究其術。肇獲銀於銅中。

とあるのも、正に之を言うたものであり、又同じ頃住友の一分家で作られた「先祖傳書」^④に壽濟に就いて、

太閤治世後。天正十九年。京都寺町松原住。銅吹并銅細工爲業。亦南蠻吹鍛鍊。自銅

中_ニ勘_ル考_ル較_ル銀_ノ之_術。是日本冶銅之祖也。實天下之寶傳。而我家規模也。

とあるのも、南蠻吹の習得に基いて初めて京都に開業したとは解し難いであらう。

又これを全く異なつた面より見ても、縱令それが早熟時代のことであつたにもせよ、壽濟の開業の際の年齢が若冠十九歳でしかなかつたといふことは一考を要するもので、大體新技術の習得考案には、それに先行する普通技術の充分な習練と非常な苦心とを要するのが常であるから、この點よりしても十九歳の南蠻吹習得といふことはさう簡單には認め難いと言はねばならない。此等の點より壽濟の開業と南蠻吹の習得との間には相當の時間的間隔を認めるのが穩當であらうと思はれるのである。

要するに、「鼓銅圖錄」に説くところの天正十九年の南蠻吹傳習といふことは、その根據を仔細に検討して行くと、何等實體の不在ことが暴露される。従つて問題の傳習時期については、我々は全然別箇の方面より之を求めなければならぬ。こゝに至つて注目されるのは「和漢三才圖會」の説で、本書は浪華の醫家寺島良安が刻苦三十年を費し、前記「泉屋家業由緒書」の二年前正徳二年に完成したものであるが、それには、

取_ル銅_ノ中_ノ銀_ヲ法_ヲ……蓋_シ慶_長年_中。習_得法_於南_蠻人_{ヨリ}。實_重寶_之法_{ナリ}。

と見えてゐて、南蠻吹の傳習を特に何人のこととも言うてはゐないながら、慶長年中の習得としてゐる。これは甚だ注目すべきで、この場合著者良安が大阪に住み、南蠻吹の本據地大阪でこれを調査したといふ點より、その調査時期の早さと、事實の正確さが特に重視されてよいと思ふ。かくて早く明治の中期に、横井時冬博士がその「日本商業史」の中で、南蠻吹は慶長中蘇我理右衛門が傳習したものであると明確に述べられてゐるのは、果して如何なる資料に據られたものか明らかでないが、^⑤更めて見直さるべき文字となるのである。

以上のやうにして、壽濟の南蠻吹傳習の時期に就いては、「鼓銅圖録」の天正十九年説は信ずるに足らず、正徳四年の「泉屋家業由緒書」や入江育齋の墓誌にも言ふやうに、天正十八年の開業後或る年數を経て後のこととすべきで、恐らく「和漢三才圖會」の説くやうに、そして又横井博士の高説のやうに、慶長年中位に考へるのが、今のところ穩當であらうと思はれる。

註

- ① 本書は文政三年の事項まで記載してゐるが、記述の内容は
三段となつて各筆者を異にしてゐる。そして掲出の文は第
一段の部の劈頭にあるが、この部は寶曆十二年閏四月迄の
ことを記して居り、又住友友芳の事をも吉左衛門先祖と言
うてゐる點より、その吉左衛門は寶曆八年より安永九年迄
の住友の當主友紀のことであらうと考へられ、従つてこの
文は友紀の時のものと思はれる。(友紀以後五代の間慶應
までは住友の當主は吉左衛門の通稱を用ひてゐない。)

- ② 住友家の舊記「年々諸用留」所收。尙本由緒書は「垂裕明鑑」に採録され、それが白柳秀湖氏の「住友物語」にも轉載されてゐるが、最後の重要な註記を脱してゐるので、それだけでは人を誤解せしめる。尙、前輯附録「泉屋由緒書」參照。
- ③ 京都高倉通り五條下ル淨運院に在る。
- ④ 「先祖傳書」の筆者住友友房の孫友良の編輯で、寛政十一年五月の死亡者まで記し、友良自身は文化七年正月に歿してゐる。
- ⑤ 横井博士が擧げられてゐる參考史料の中には「和漢三才圖會」は見えず、關係あるものとしては住友家系圖唯一つであるが、住友家自體には慶長年中習得の傳承はない。尙博士が蘇我理右衛門を大阪の吹屋とし、又理右衛門の次子理兵衛が越前の人住友友以を養うて嗣となしその法を傳へたと言はれてゐるのは、いづれも明確な誤解である。
- 因に「日本社會事彙」の説明は博士の「日本商業史」の説を引用したものに他ならない。

六 蘇我壽濟の傳習事情

壽濟の南蠻吹傳習の時期は右の通りとして、それでは彼はどのやうにしてこれを傳へたのであらうか。これに就いて後世の住友の家傳では、泉州或は更に堺で「白水」と稱する一外人から傳習したとなしてゐる。併しその「白水」が果して何者であるかは所傳明確を缺き、豫州銅山師 泉屋吉次郎由緒書」や、住友の一家家の「先祖傳書」或は「豫州別子御銅山由來書拔」等には南蠻人、「鼓銅圖錄」には蠻賈と記し、入江育齋の墓誌や明治二十三年の「別子銅山ノ記」には明人と見えてゐる。かくて「垂裕明鑑」は一應南蠻人として記述した後、其の南蠻人を明人と解する方が

寧ろ妥當であると推測して、次のやうに述べてゐるのである。

按スルニ、白水ノ界浦ニ來ル事舊記ニ徵考スベキモノナシ。唯住友氏古記ニ南蠻人ト記シ、其人ヨリ製銅法ヲ傳授セリト云フ。想フニ明人ナルベキ乎。天正中明人多ク我邦ニ

航シ、界浦ニ碇泊シ、工藝技術ヲ傳ヘル者多シ。乃チ白水ノ如キモ其一人ナル乎。

しかしながら、單なる「白水」といふ外人の古記に徵考すべきものがないといふことが、直ちにその南蠻人たることを否認する何等の理由にならないことは餘りにも明白であらう。且つ又南蠻吹がもともと南蠻人から傳習したものであることは、たゞに住友氏の古記にのみ見るのではなく、既に早く「和漢三才圖會」や後の「生野開坑畧記」にもこれを見るのである。従つて育齋墓誌説の根據は尙明らかでないが、^①その新技術を特に南蠻吹と稱する點よりすると、既に「堺市史」にも言ふやうに、矢張り南蠻人から傳習したと解するのが最も妥當であらう。^②

ところで、この南蠻人の名「白水」に就いては、その原語を「ハクスレー」或は「ハックスレー」と解し、更には Huxley の綴を充當した學者もあるが、^③この白水といふ名は、寛政十一年の「豫州銅山師 泉屋吉次郎由緒書」に初めて見えるもので、果して如何程確實性あるかは問題である。現に壽濟に始まる鋪號泉屋の泉に就いては、「豫州銅山師 泉屋吉次郎由緒書」や「鼓銅圖錄」には、この

南蠻人の名「白水」の二字を合して作つたものゝやうに記してゐるが、別に壽濟が平素信仰した京都五條天神の夢告によるとの全く異なつた有力な傳承もあることであるから、^④輕々には從ふ譯に行かないのである。

尙その傳習地に就いても、入江育齋墓誌は單に泉州と記すに對し、「鼓銅圖錄」には更に泉之左海即ち堺とまで言うてゐるが、それが必ずしも確定的な傳承でないことは、この兩者と殆ど同時の「豫州銅山師泉屋吉次郎由緒書」に、「古來は異國人肥前國平戸并五島・豊後・薩摩等に着船仕、勝手に諸商賣を遂候て、異國船入津之口々に、御奉行様は無御座趣承傳申候。其頃より私先祖も異國渡銅商賣仕、異國人に直賣仕候ニ付、白水と申南蠻人に出會云云」と、堺或は泉州には一言も觸れず、寧ろ九州方面で傳習したと解されるやうな記述をしてゐることから考へられるのである。其の他舖號泉屋の泉について、白水合字説はこれを後世の作爲として斥け、別にこれを國名の和泉に因むものと解し、これによつて傳習地の泉州堺説を承認しようとする説もあるが、^⑤壽濟の南蠻吹の傳習が既述のやうにその開業後或る年數を経てからのことであつたとすれば、さういふ考へ方は成立し難いし、又かゝる國名に因む舖號の場合は、和泉屋泉州屋などいふ風に、その國名をそのまゝ頭に冠するのが普通であるから、特に泉屋として泉の一字を用ひてゐることを無

視し、これを直ちに同一視しようとすることは、稍々速斷の嫌ひなしとせないであらう。従つて堺傳習説もまた早計に決定することは差し控へねばならないのである。^④

ところで、こゝに尙一考すべきは、この南蠻吹の傳習説に對し、別に壽濟考案説があることである。それは前記住友の一分家の「先祖傳書」で、

亦南蠻吹鍛鍊。自銅中勘考鉸銀之術。是日本冶銅之祖也。

といふやうに、壽濟の考案と述べた後、一説として南蠻人傳習説を掲げてゐる。併しながら南蠻人より傳習のことは、前記のやうに住友の家傳としても色々のものに見え、外部的にも之を言うてゐることであり、又國內での獨自の考案ならば、特に之を南蠻吹と名付けることもなからうから、もとよりこれには従ひ得ない。唯この際一言したいのは、このやうな説が生ずるのは、筆者に何等か意圖するところがあるとしても、資料上そのやうにも考へ得られるものがあつたからではないかといふことである。例へば今日住友家で壽濟と南蠻吹との關係を記した最も早い記録である前記正徳四年の由緒書には、單に、

但銅より銀ヲしほり候事致鍛鍊大坂ニて吹せ候

とあつて、傳習とは言はず、恰も自らの考案と解し得るやうにも記してゐる。これは右の「先祖

傳書」の、

南蠻吹鍛鍊。自銅中勘考鉸銀之術。

と語調の相通するものがないではない。

尤も、壽濟が南蠻人から新技術を傳習したと言つても、それは恐らく彼が南蠻より渡來の技術者より親しく實地に就いて至極容易にその技術を習得したといふのではなく、かうした場合普通有り勝ちなやうに、寧ろ渡來の商人即ち「鼓銅圖錄」にいふ蠻賈より、何等かの機會にこの技術の暗示を與へられ、實際の施術は、その暗示に基いて種々工夫を重ね、自己の吹所で實驗を繰返して後、漸くにして望ましい成果を得るに至つたといふのが真相であつたらう。それ故この壽濟自身の工夫考案の點を重視すれば、正徳四年の由緒書のやうな記述振りとなると共に、その根源はもともと南蠻人にあるのであるから、翌五年の友芳の親類書には、

南蠻吹之仕方傳承り、銅銀鉸吹鍛鍊仕候。

と言つてゐるのである。従つて前の「先祖傳書」の記事は、壽濟の工夫考案を過度に重視したことから來たものと解すべきであらう。

此の外明治中期に出た「住友十四代實錄」といふ小冊子には、南蠻人白水を京都南蠻寺の僧

「ピアノ」となし、壽濟の南蠻吹傳習に就いて面白可笑しい物語を記してゐるが、その意圖するところ奈邊にあるかはとにかく、笑ふに堪へた妄誕の虚説で、それは「南蠻寺興廢記」或は「切支丹宗門來朝實記」によつて作爲した證跡歴然たるものがある。

註

① 育齋墓誌の撰者が漢學者であり、又外人の名が「白水」などいふ中國人名らしいことが關係あるものではあるまいか。

② 尙中國で行はれた拔銀は、「天工開物」の記述が明瞭を缺く爲、聊か斷言を憚るが、南蠻吹と同一と言ふよりは、矢張り「鼓銅圖錄」筆者の指摘するやうに、異なつた方法と見得るかも知れない。財政經濟學會編「日本貨幣史」別編「金座考」の「南蠻吹の由來」には、南蠻吹に就いて、「支那には夫より四十年後に出版したる『天工開物』にも其法を記載せず、將た今に至つても尙ほ其法なしと聞けり。」と見えてゐる。

③ 住友銀行の雜誌「井華」第十三號(明治四十二年十月號)所載中村啓二郎氏の「の由來」といふ文に、恩師渡邊博士

の言として、「西洋人中には『ハクスレー』などの姓を有する者あれば、所謂白水と聞取られし者も亦此の如き姓の人なりしやも知るべからず」とあり、吉田東伍博士の「江戸時代の鑛業について」なる論文にも、「已に南蠻人と申さるれば、或はハックスレーなど云うた歐洲人であらうとも言はれるが云云」と見え、而して平凡社「大百科事典」の小室靜夫氏の稿「南蠻絞」には南蠻人として Huxley の綴が記されてゐる。

④ 「文殊院由來書」と言つて近世の商家住友の始祖とされる文殊院嘉休政友の傳記の中に見えてゐる。

⑤ 堺市史・西尾氏の「日本鑛業史要」。

⑥ 前輯一〇の註⑥参照。

⑦ 本書は明治廿三年即ち別子銅山二百年記念の年に當り、外

部の何者か専ら一時的射利の目的を以つて捏造したもので、壽濟を住友の初代吉左衛門、實際の住友の初代政友をその子、二代理兵衛友以をその手代となし、又三代吉左衛門は右理兵衛の子なる伊左衛門の實子で、政友の養子となつたものであるとなし、別子銅山は政友が父壽濟の遺命により踏査發見したものとなす等、虚妄噴飯の記事に満ちてゐる。

七 南蠻吹の流傳

さて、既述のやうに、西尾氏の新説たる神屋壽貞の南蠻吹傳習説が成立せないとすれば、世に南蠻吹と言はれるものは、蘇我壽濟傳習の技法が流傳したものであることが自ら明らかとなり、従つて壽濟傳習の技法が祕法として住友家にのみ傳はつたとすることは、全くいはれなきことになるであらう。又實を言へば、神屋壽貞の南蠻吹傳習を認めた場合にしても、その法が既に世に行はれてゐたとするならば、其の後壽濟によつて傳習された同一名稱の同様な技法が特に祕法として永く秘しつゞけられたと考へることは、そこに大きな無理があつたと言へるのである。ともあれかくて「日本鑛業發達史」の所論などは自ら消滅すべきであるが、こゝに不思議なことには、吉田東伍博士や白柳秀湖氏などは、西尾氏の新説を知られず、壽濟を以つて我が國南蠻吹の鼻祖と認められながら、尙且つその法は住友家の家傳として祕密口傳的に傳へられ、未だ世に發表さ

れなかつたかのやうに考へられてゐる。即ち吉田博士は、その「江戸時代の鑛業」と題する論文^①に於いて、

天正以後（一書には慶長といふ）永く大阪の泉屋といふ銅屋の祕法としてその家に傳へられたが、世間一般には更に用ひられず、特許權として認められたらしい。

と言はれ、白柳氏は「住友物語」に於いて、

粗銅を銅と銀とに分析するには、現に電氣分解の法が行はれてゐる。理右衛門が天正十九年堺に來た南蠻人白水なるものについて學んだ分析法が、今日の電氣分解でなかつたことはいふまでもない。それなら如何なる方法であつたかといふに、これは住友家の家傳として傳はつてゐる筈で、未だ世の中に發表されて居ぬ。今日恐らく幾十百人を以て數へるであらう住友家の専門技師の中にも、曾てこの歴史的分析法の方程式に就いて考へた人のないといふことは惜しむべきである。吾々の外部から窺ひ知り得るのは、「垂裕明鑑」に記されてゐる次の一條ぐらゐのものである。勿論この記述にも吹方の詳細に關しては、何等とく所がない。吹方といふよりも寧ろ倉庫に陳列して老中の縦覽に供した銅の分類ともいふべきであらう。吹方は恐らく家傳の祕密で、口授となつてゐたものに

相違なからう。

(中略)

しかし住友家には家傳として、モット詳しい方法が傳はつてゐるに相違ない。それを今日までも祕密としてゐるといふことは、いさゝか因襲にとらはれすぎてはゐぬか、かやうな方法はよろしく出來得る限り詳細に發表して、日本鑛業史の活きた資料とすべきでないか。(下略)

とまで極論されてゐる。若し果してさうならば、折角のこの貴重有益な技術も單に住友一家を利用するに止まつて、一般世間には流傳せず、従つて社會國家にはあまり益するところがなかつたこととなり、その意義は甚だ小さいものとなるのである。

併しこれは甚しく歴史の眞實を見誤つてゐる。これでは近世の我が國の銅鑛業將又銅貿易の眞相は殆んど理解されてゐないのである。そこで以下壽濟傳習の南蠻吹が其の後如何に流傳するに至つたかを究明し、その歴史上の意義を明らかにしたいと思ふ。

壽濟が南蠻人から銀銅吹分の新らしい技法を傳へ、種々工夫を重ねて實技に熟練するやうにな

ると、これによつて得たところの利益も多く、従つて同業者が之を羨んでその傳授を望んだことは容易に想像される。住友の一家の「先祖傳書」に、

吹分之傳。他家銅職。各乞其傳。不許。

とあるのはそれで、壽濟も何分苦心習得の特技のことゝて、當初之に應ぜなかつたといふのはさもありさうなことである。併しそれは何時までも祕法として獨占され續けたのではなく、實に壽濟自らによつてやがて同業者に傳へられたのであつた。曾孫友房の「先祖聞傳書」に、

年をへて大坂吹屋中へ御相傳被成候。其節證文等御取置被成候由。

とあるのは、即ち其の間の消息を傳へたもので、その際傳授を受けた吹屋業者達より壽濟に納めた證文は、後元祿十年の頃桔梗屋又八といふものが異國銅貿易一手願を提起し、古來の銅貿易商仲間と紛議を生じた時、訴訟の參考資料にとて銅貿易地長崎へ送られ、該地で誤つて失はれたといふから、今日その内容を明らかにむくもないが、それは恐らく壽濟を徳として長く厚恩を忘れぬことを誓つたものであつたらうことは想像に難くない。前の「先祖傳書」にはこれを「納證約師弟」と言ひ、師弟の約を結んだと言うてゐる。それだけに壽濟の當時の銅業界の地位は大いに高まるに至つたであらう。その結果としてこの新技術は爾後大阪の地に榮えることゝなつたが、

それが幕府の最も腐心した金銀の海外流出防止に貢献するものであつただけに、拔銀した輸出向棹銅並に内地用地賣銅の吹方は、早くより原則として長く大阪に限られることゝなつた。この間の消息は「銅吹屋仲間由緒書」に委しく見えてゐるが、今同書の之に關する數多い具體的な記述の中から最も早いものを挙げると、次のやうなものがある。

一唐船者寛永十三丙子年、紅毛者同拾八辛巳年々長崎計りに入船被仰付、唐紅毛ともに銅屋株人數之外者銅賣渡申間敷旨、猶又長崎御奉行馬場三郎左衛門様山崎權八郎様被仰付候事。

但銅屋株御免之者處々致仕居候得共、銅者大坂計ニ而吹調候ニ付、右人數之内他所又者大坂ニ而も、銅屋株而已ニ而吹所無之者者、小吹屋と申方ニ而異國向之棹銅買取、長崎に差下シ候。

こゝに馬場・山崎の兩人が相並んで長崎奉行であつたのは、寛永十九年の末から慶安三年の末迄であるから、これはその間のことを言つたものであるが、これによつて異國銅貿易が銅屋株御免の特定貿易商人のみに限つて許され、且つその取扱つた棹銅といふ輸出向特別鑄型の拔銀銅がすべて大阪で調製されたことが知られよう。そしてかく大阪を主體とする銅貿易商仲間の輸出銅

がすべて拔銀銅に限られてゐたことに就いては、更に之を詳細具體的に知るべき資料が他にも存するのであつて、元祿五年九月大阪在住の銅貿易商仲間十人より新規銅貿易禁止方を大阪町奉行へ願ひ出た左記の訴狀などは、その最も恰好なものである。

乍恐以口上書申上候

古來々異國人に銅賣渡シ申人數諸國ニ拾六人
御座候内拾人御當地ニ罷在候者共ニ而御座候

(中略)

私共先祖ハ異國人平戸へ入船仕候時節ハ數代銅賣來申所ニ、六拾六年以前寛永四卯ノ年銅賣渡申儀堅ク御停止ニ被仰付候ニ付、先祖之者共拾貳ケ年之間御江戸へ相詰、豊後守様伊豆守様御評定所へ御出座之上蒙御赦免候。又貳拾五年以前寛文八申年も異國へ銅賣渡シ申事御停止ニ被仰付、私共御江戸へ相詰御訴訟申上候節、於御評定所ニ稻葉美濃守様井上河内守様加賀爪甲斐守様被成御意候者、異國本朝立合場之儀ニ而候條、猥ケ間鋪商賣も可致かと被思召上、御停止ニ被仰付候得共、銅異國へ賣渡候得ハ、銀子無數相渡り、御重寶ニ被思召上候故、願之通ニ被仰付候間、荒銅より隨分白銀をしほり出し、跡ヲ棹(少々の意)

銅ニ仕、日本之勝手ニ罷成候様ニ賣渡シ候へと被仰付、異國人へ銅之賣口私共へ御赦免被成下候。依之御意之趣急度相守棹銅計賣渡シ申候。私共儀ハ百年餘以來銅商賣相續仕候。

(中略)

一物而御江戸ニ而日本之商人に銅御拂被遊候ハ、白銀有之候荒銅ヲ御渡シ被成候。異國人に御渡シ候ハ、山師ニ被仰付、白銀不殘しほり取せ、跡ヲ棹銅ニ御吹せ御賣渡シ、荒銅ま吹銅ハ壹錢目も終ニ異國人にハ御渡シ不被遊候。御公儀様御銅御拂被遊候さへ、雜用銀大分御入、不殘吹にくき棹銅ニ計御吹せ被遊候。惣而荒銅をま吹銅ニ仕候時ハ、唐目百萬斤ニ付雜用銀四拾貫目ニ而ハ仕廻申候。又荒銅ヲ棹銅ニ吹立候得ハ、同斤目ニ付雜用銀貳百六拾七貫目入申候。壹ケ年ニ銅五百萬斤宛賣渡シ申積り、此雜用之違銀千百三拾五貫目入増申候。此雜用銀ヲ以、日本數萬人謁命をつなき申御事ニ御座候所、荒銅ヲま吹ニ仕候時者、白銀大分日本之御費、其上數萬人及謁命迷惑仕候御事。

一私共儀異國向銅商賣數代仕來申ニ付、ま吹銅吹下シ異國人へ賣渡シ申儀も能存勝手ニも罷成候得共、荒銅ハ白銀をしほり出シ申儀、日本之御重寶、其上數萬人之者共此雜用銀

ヲ以。餽命ヲつなき罷在候故、御公儀御定目ヲ急度相守、少も異國人にま吹銅得賣渡不申候。然ハ御法度ヲ急度相守り申私共ハ守りたおれに罷成及餽命、迷惑至極仕候。近年之小吹屋共ハ異國人に終ニ棹銅得賣不申候故、新規之企を以終ニ無之ま吹銅或ハ鑄形を違、異國人望申様ニ吹立賣渡申候。新規之儀不苦儀ニ御座候ハ、私共もま吹銅異國人に賣渡シ申様ニ御赦免被成下候ハ、難有可奉存候。然ル上ハ、私共百年餘仕なれ申家業之儀ニ御座候へハ、小吹屋共、漸々七八ヶ年以來新規之企を以吹下シ申ま吹銅壹錢目も賣せ不申様ニ私共無油斷可仕候へ共、御公儀奉恐、得吹賣渡不申候御事。

右之通稻葉美濃守様・戸田山城守様・彦坂壹岐守様右御三殿様乍恐委細御存知被遊、其上藤堂伊豫守様之時分ニも銅名代之儀別而御吟味被成被下候。惣而前々唐船ニ遣申かな具銅迄、壹錢目も外之者共ハ御賣せ不被遊候。市法之内ハ不及申上ニ、先前ハ少ニ而もま吹銅異國人に相渡り申儀無御座候。古銅瓦古藥罐などハ少々參候事も御座候。是ハ銀氣少も無御座しほりぬき申物故ニ而御座候。然所ニ、新規之企を以、小吹屋とも八ヶ年以前貞享貳丑年ハ忍ひくニ荒銅鑄形を違、ま吹銅吹下シ申候所ニ、近年ハ世間打はれ、大分ニ吹下シ申儀、少も相違無御座候。ケ様ニ御座候而ハ棹銅吹申事退轉仕、數萬人之

者共及謁命迷惑至極仕候間、新規之儀御停止ニ被仰付被下候ハ、難有可奉存候。以上。

元祿五年申九月七日

御當地古來拾人之

銅屋共

加藤平八郎様
御奉行

松平五郎右衛門様

右の訴狀に於いて、銅貿易商仲間が輸出した銅はすべて拔銀銅であつたこと、且つそれは既に寛文八年以前に遡ること、又幕府自らが外人に銅を賣渡す場合も、山師に命じて拔銀せしめてゐたこと、並に直接或は間接に南蠻吹精錬作業に關係して生計を營むものは實に數萬人にも及んだことなどが明瞭に看取されるが、更に元祿八年十一月大阪始め五箇所の銅貿易商仲間十六人より提出した訴狀^③によれば、彼等の輸出銅が拔銀銅たることは實に寛永四年以前よりのこと、その制の紊れたが爲めに一旦貿易禁止となり、十二年に互る解禁歎願の結果、漸くにして禁を解かれるに至つたが、銀の國外流出防止の嚴密を期するため、新たに銅貿易に關する特許株が設定されると共に、更にその拔銀輸出銅の調製そのものも、爾後は大阪一箇所のみに限られることゝなつ

たといふのである。即ち次のやうに申立てゝゐる。

私共大坂・堺・紀州・長崎・豊後ニ罷在、異國人五島・平戸・薩摩・豊後へ入船之節、
 數代銅賣來申拾六人之者共ニ而御座候。然所ニ新規之者猥ケ間敷銅賣渡候由ニ而、寛永
 四卯年御停止ニ被仰付候ニ付、數十萬人及鶴命迷惑仕候故、先祖之者共拾二ケ年御江戸
 ニ相詰御訴訟申上、寛永十五寅年於御評定所ニ阿部豊後守様松平伊豆守様色々御詮議被
 遊、數人御停止ニ被仰付、相殘私共へハ古來ハ被仰付候通、銅之内ハ白銀をしぼり取、
 跡を棹銅ニ仕、賣渡申様ニと、永々御赦免被成下、難有家業相續仕候。然ハ其節ハ銅屋
 名代極り申候。

(中略)

一 異國向銅於諸國ニ吹拵申時ハ、猥ケ間敷儀或ハ代物替などニ可仕様ニ被思召上候哉、寛永
 十五寅年阿部豊後守様松平伊豆守様御意被成候ハ、向後於大坂ニ異國向銅吹立申様ニ急度
 被仰渡候ニ付、御定目之通相守申候。夫故薩摩・日向・長門・豊後・豊前其外長崎近キ
 山々諸國共ニ銅不殘大坂へ積爲登申候。依之私共拾六人之内泉州・紀州・長崎・豊後ニ
 罷在候者共迄、皆大坂ニ而異國向銅吹拵申候。

尤も右の陳述は訴狀の性質上必ずしもそのまま全面的には承認し難く、寛永四年の銅輸出禁止と同十五年の解禁、それに又「新規之者猥ケ間敷銅賣渡候由ニ而」といふ禁止理由などは、相當の修正を要するものと考へられるが、それは兎も角、これによつて輸出銅の拔銀銅たるべき制約が甚だ早くより實施されたものであることが注目される。ところで右の最後に、「泉州・紀州・長崎・豊後ニ罷在候者共迄、皆大坂ニ而異國向銅吹拵申候。」とあるのを見ると、大阪以外の者も大阪に吹屋を所持したかのやうにも見えるけれども、彼等は單に大阪の吹屋より調製棹銅を購入したままでに過ぎなかつたことは、前掲「銅吹屋仲間由緒書」の文によつても知られるのであつて、斯様に輸向拔銀銅の調製が大阪のみに限られるに至つたことは、もともとそれが主として大阪に行はれたことを示すものである。若し西尾氏が臆測されたやうに、神屋壽貞が早く博多でこの新技術を盛大に實施し、かくて既にその地方にこれが行はれてゐたとするならば、この由緒深い事實を全然無視し、九州地方の産銅までも悉く態々貿易地長崎からは反對の方向に遠く離れた大阪まで逆送して拔銀銅に調製することを規定するやうな愚策が行はれる筈がない。この點より見ても、南蠻吹が神屋壽貞に關係なく、蘇我壽濟に始まること、が明らかに知られるのである。

しかもこのやうな事實に關聯し、こゝに甚だ興味を惹かれるのは、曾て東京帝國大學教授渡邊

渡博士が獨逸に留學中、一日或る圖書館で、和蘭人が日本銅の金銀含有量が頓に減少したことに不審を懷いて記述してゐる事項を読み、これをその時代に徴して、壽濟の南蠻吹傳習後に相當することを知り、少なからず快感を覺えられたといふ事實があることで、^④これすなはち上述するところと正によく符合する譯である。

右は銅吹屋仲間と之と不可分の關係にあつた銅貿易商仲間とが取扱つた輸出向棹銅を中心に南蠻吹流傳の有様を述べたのであるが、この銅吹屋仲間について今一つ注目すべき事實は、正徳享保の幕府の貨幣改鑄に方り、幕府より彼等大阪の銅吹屋仲間十七人に對し舊銀貨の吹分を命じようとしたが、組頭の大塚屋・大坂屋・丸銅屋・泉屋等が之を引受けて従事したことである。

この二つの事實を見ても、南蠻吹が既に早く住友一箇の祕法たる實を失ひ、吹屋仲間全體に残るところなく傳習され、社會國家に大きな働きをなしてゐたことがわかるので、若し住友だけがこの特技を握つて一切他に知らしめなかつたのであれば、近世我が國から海外に輸出された莫大な拔銀銅は悉く住友一家の調製したものでなければならず、又舊銀貨の吹分も住友だけにしか出なかつたことになる筈で、横井時冬博士の「日本商業史」には實際そのやうな記述が見えてゐるけれども、かくては上記の諸事實と全く矛盾する。このやうに詮じ詰めて來ると、南蠻吹が今

日までもなほ住友の祕法だなどいふことが如何に間違つた考であるかよくわかると思ふ。

これは實はこんなにくどい説明までしなくても、銅業家ならぬ大阪の一醫師寺島良安が早く「和漢三才圖會」に南蠻吹について簡明的確な記述をなし、^⑤しかも住友の祕法とも誰の祕法とも、凡そ祕法などいふことは一言半句も言つてゐないこと、又殊に住友の「鼓銅圖錄」に本邦で銅より銀を取ることは住友氏（この書は壽濟を直ちに住友氏としてゐる。）に始まるが、世人は多く之を知らないから、こゝに詳解すると言つて、南蠻吹作業及び所用器具に就いて詳細懇切な圖解と説明をなした後、「右取銀法盡于此。」と特記してゐる事實などを虚心に直視すれば、それだけでもわかることであらう。西尾氏は南蠻吹の初傳者を神屋壽貞とし、且つその傳習の法が後世に流傳したかのやうに考へられた點に誤解があつたけれども、「鼓銅圖錄」については特別詳しい研究論文^⑥である人だけに、壽濟傳習の技法については、「大阪の地に於いて盛んに操業せしが爲、廣く世に行はれ、（中略）産銀増加に多大なる貢獻をなしたり。」と言つて、さすがにそのやうな誤りには陥つて居られない。然るに住友本社「別子開坑二百五十年史話」は、神屋壽貞初傳説に服しつゝも、「しかも壽貞の法は傳はらず」と明確にその後世への流傳を否定したまではよいが、次に「鼓銅圖錄」の一部を引用しながら、「鼓銅圖錄」を見て居られない白柳氏の「住友

物語」や「日本鑛業發達史」に引きずられて、「その南蠻絞り吹の方法もまた我が國の舊慣に依り、専ら口傳として後人に傳授せられて來たので、いまにその詳細を明かにし得ない。」などと、「鼓銅圖録」の解説以外にもなほ何等かの口傳があつたかのやうに想像し、しかも今ではそれは住友自體でもわからないといふやうな奇妙な記述をしてゐる。これは畢竟「鼓銅圖録」その他の資料についての考察がなほ充分でなかつたからに他ならない。

かういふ譯で、この南蠻吹は極めて有利な特技といふ點から、とかく祕法視され易いが、それが祕法であつたのは、壽濟生存中の或る限られた期間に過ぎず、程なく大阪の吹屋中に傳へられて、廣く盛んに活用されたのであつた。

併しこのやうに言つても、壽濟から傳授を受けた大阪の吹屋達が壽濟に證文を納めたといふことから、なほこの南蠻吹は大阪の銅吹屋仲間にも祕傳的に傳へられて、他には及ばなかつたのでないかと考へる人が或はあるかも知れないが、さうでもない。大體この南蠻吹に従事した大阪の銅吹屋仲間といふのは如何程あつたかといふに、「銅吹屋仲間由緒書」によると、元祿十二年の頃は十六人、其後正徳二年に至つて仲間十七人に定まつたといふ。これより以前のことにつては、新井白石の「折たく柴の記」に「むかし、長崎にて海舶互市の事始りしより此かた、外國

の人交易して得る所の銀をもて、換ふる所の銅をば、大坂に住せし銅吹屋といふものども十六人にて運送してけり。」と見えてゐるので、最初から十六人であつたかのやうに思はれ易いが、これは延寶六年に決定した大阪を主體とする全國五箇所の銅貿易商十六人を直ちに大阪の銅吹屋と錯覺したものらしいから、當てにならない。従つて古い頃のこととはよくわからないが、相當早くから十數人を數へたことは認めてよいやうである。しかもこゝに注目すべきは、縱令其の人數は古來略々同様であつたとしても、家は必ずしも同一の家が繼續してゐたのではないといふことである。現に蘇我家の所有した二乃至三の株は程なく住友家に繼承されたが、それもやがて失はれ、^⑦曾ては約十軒もあつたらう古來の大吹屋も、正徳二年の頃には住友の泉屋の外は、大坂屋と大塚屋との二軒のみとなつてゐた。^⑧小吹屋もこれは同様で、曾てあつた小吹屋で元祿五年の十一軒の中に見當らぬものがあり、^⑨正徳二年にはそれが十四軒に増加してゐるものゝ、前年當時の家は僅かに四軒に過ぎず、十軒はすべて新たな家である。従つてそこに絶えざる新陳代謝を見るのであつて、今右の元祿五年の十一軒の小吹屋の開業に就いて檢すると、萬治・寛文年間に各一人、延寶年間に五人、貞享年間に三人、元祿年間に一人となつて居り、正徳二年の十四軒の小吹屋は正保元年より寛文十二年迄の約三十年間に五軒、元祿五年より正徳二年に至る約二十年間に九軒で、

其中元祿の四軒或は五軒を最多として、正徳の三軒がこれに次いでゐる。^⑩かくて以上を通觀する時、そこに南蠻吹流傳の盛んな有様が窺ひ得られるので、この場合新規吹屋が從來の吹屋の一族である場合は、極めて自然な經過と見られると共に、舊吹屋の手代・細工人の獨立したもの、或は全然新規に開業したものが遙かに多いことは注目しなければならぬ。^⑪これは正徳六年吹屋仲間が幕府より命ぜられた輸出銅五百萬斤の吹賃見積書を提出した際、若しこれ以下で請負を願出る者があれば誰にでも命ぜられたいと申述べてゐることや、延享元年江戸で輸出用銅吹方を願出る者があり、^⑫又寶曆元年にも仲間以外の大坂平野町壹丁目錢屋四郎兵衛其の他諸方より同様之を願出た事實のあること、^⑬或は又明和年中にこの錢屋四郎兵衛と鹽屋左次郎とが相次いで南部銅の輸出向吹方を行つたことなど、共に、^⑭この南蠻吹が既に早くその祕傳性を喪失して、一般に廣く傳はつてゐたことを示すものである。

このことに關聯して尙注目されるのは、幕府自らがまたこの法を實施してゐたことで、例へば正徳享保の貨幣改鑄に際し、大阪の吹屋が銀銅吹分に最も熟練してゐるといふ理由で、幕府から古銀の吹分を命ぜられ之に従事したのであるが、當時別に江戸銀座に於いても之を行つて居り、^⑮又文政年間に作製された金座の圖には、住友家の「鼓銅圖録」に見ると同様な南蠻床を描いてゐる

て、この法を住友氏より傳習したと傳へてゐるといふ。¹⁷⁾

そして鑛山に於いても、足尾銅山では、早くからこの法を實施してゐたのであつて、それは前掲元祿五年九月の訴狀に、山師に命じて白銀をしぼり取らせると言つてゐるのが、元祿八年十一月の訴狀には更に「足尾御銅山ニおゐて」と附言されて居り、それが延寶四年以來行はれた足尾銅の輸出に關するものであることによつて知られる。殊に元祿の初め秋田藩の黒澤浮木が著はした「至寶要錄」に、「先年大坂の者當地へ下り、銅のしぼりやうをしりたるといふゆへ、床拵させ、銀をしぼらせて見たれば、阿仁銅山のうち、二の又・板木澤の銅、夫に次では、かや草の銅にしぼり銀おほかりし。扇の平・三枚などの銅はしぼり銀すくなかりし。云云」と言ひ、別に南波床即ち南蠻床の銀の絞り方を説明してゐるのは甚だ興味がある。又住友家舊記の元祿四年八月の一訴狀に、攝津の多田銀山の「鍍銅」をそのまま輸出向棹銅に吹くことが見えてゐるが、この「鍍」といふ文字は、「鼓銅圖錄」に言ふやうに、住友では南蠻吹で銅から銀を絞り取ることに充當したものであり、棹銅は言ふまでもなく拔銀銅で製したものであるから、これによつて同山での南蠻吹の實施が知られることとなる。¹⁸⁾

鍍銅は、住友では拔銀銅を稱するが、正徳二年より同五年まで四箇年間に、大阪へ廻着した諸

銅山の銅高、百斤についての直段、代銀高を記した帳簿によると、その中に荒銅と並んで鍍銅がある。正徳二年に越前大野鍍銅三萬四千六百斤、佐渡鍍銅一萬二千五百斤があり、同四年に越前大野鍍銅十二萬六千九百九十二斤があり、同五年に同じく大野鍍銅六萬一千九百八十三斤がある。また文化十年中に住友で吹いた荒銅の中に、多田鍍銅・石州銀鍍銅・秋田鍍銅がある。¹⁹⁾多田銀山について考へ合はされるのは正徳二年の吹屋由緒書に、多田屋市郎兵衛に就き、

寛文五巳年々同斷(日本用銅小吹屋ノ意)

但奥州南部中村之産ニ而多田銀山々出ル

と記し、越えて同四年のそれにも、²⁰⁾

先祖ハ多田銀山ニ而九拾年以前々銅吹商賣仕御當地に引越銅吹屋仕候ハ五拾年ニ罷成候

と見えて、五十年前寛文五年から大阪の小吹屋であつた多田屋が、その以前は多田銀山で九十年前寛永初年から銅吹を家業としてゐたと言つてゐること、これなどは同山での南蠻吹の施行の早かつたことを暗示するものゝやうに解される。

佐渡鑛山については天和二年一萬八千貫餘の銅を他國へ賣つたが、十一月幕府は山出銅より銀を絞ることを命じた。寶永頃、鶴子間歩の鑛石吹立の大要を記したものに、荷吹・間吹・難波・

灰吹と見える。難波は南蠻吹なることいふまでもない。越前大野銅山は大野郡面谷銅山である。住友で調査した同山についての報告に「享保元年ノ比ハ壹ケ年ニ七、八萬斤程ツ、出申候。是ハ所ニ而銀しぼり仕候而からニて出申候。但つるが廻り也。」とある。南蠻吹の行はれたこと明らかである。秋田鍍銅については、恐らく秋田籠山における銀銅製錬に關係がある。籠山の製錬所を秋田藩が設置したのは明和以後であらうといはれるが、佐藤氏の「山相祕録」に述べる如く、阿仁銅山の銅を、こゝで南蠻絞にかけ、拔銀銅を大阪へ廻送したのである。⁽²⁴⁾

生野銀山に就いては、「生野銀山記」に次のやうな注目すべき記述がある。

同年(寛永九年)津の國能勢より長兵衛庄兵衛といふもの來り、カタゲ吹を致す。銀山の買吹

是よりカタゲ吹をして石床止む。銅を主として銀絞りあけるゆへ、昔の上灰吹より此以

後の灰吹は位少しあしく、何程吹抜ても氣強により銀かたし。

生野銀山では寛永頃に「カタゲ吹」が多田銀山から傳へられ、これは大床、南蠻床、灰吹床を一連のものとする銀銅の精鍊法であつた。生野銀山の産銅は元祿頃より次第に著はれて來るが、これはすべて銀を絞つた銅であつた。⁽²⁴⁾

さて、寛永年間、南蠻絞を製錬工程中包含むカタゲ吹が、多田銀山より生野銀山へ傳へられた

といふ「生野銀山記」の記載は、元祿三年寺田豊章の稿に成るもので、多田屋市郎兵衛の由緒書より推測せられる寛永頃多田銀山における南蠻吹の存在の事實とともに、相當信憑し得るものと思はれる。しかし、この二つの記録とも、寛永よりは、かなり後世に成るものであるから、あくまでも推測の範圍を出ない。ところが金澤藩の記録に、次の文書がある。

天秤座御定

- 一、判金銀判賃一枚に付銀子一匁充取之事
- 一、銀子吹賃百目に付三分充可取事、附右之内一分五厘は吹座手間料に可取事
- 一、銀子極印賃百目に付一分宛可取事
- 一、銀子封賃百目に付二分充可取之、附包直一分充之事
- 一、取込銀子かけ賃百目に付一分充可取事
- 一、今極印銀と鉛持之事
- 一、並銀とかたけ持之事
- 一、今極印銀並吹銀、如御本無相違様に可仕事
- 一、今銀かけ包御算用場之義者、從天秤座慥成者共指上可申付候

右如斯被仰付候、念を入以來迄無相違様可仕者也

寛永四年正月二日

稻葉左近判

青木助之丞判

天秤座彦四郎殿

同 次郎兵衛殿

稻葉・青木兩氏は金澤藩の御算用場奉行で他藩の勘定奉行に當る。宛名の彦四郎・次郎兵衛は金澤天秤座の座人で、當時天秤座は後藤才二郎・武右衛門を加へて四人より成つてゐた。天正・文祿より慶長・元和にかけて、主要な都市には天秤屋或は銀屋と呼ばれた業者が興り、領主の御用を勤め特權を與へられ、運上を納めて、天秤座・銀座とよんだ。その業務とするところは、右の定にも見える如く金銀の吹替、判金銀の鑄造、金銀の秤量、銀の包装等があり、また天秤の製造販賣をも行つた。寛永初年頃、金澤藩内で通用した貨幣として實際は銀が多かつたが、金澤藩の判銀で天秤座が鑄造した極印銀（今極印銀とあるもの）、他國より流入した執込銀、山出しの灰吹銀、さらに江戸幕府の慶長丁銀があり、極印銀を朱紙で一定の目方に包装した朱封紙銀があつ

た。金澤藩の極印銀も幕府の丁銀も性分にそれ程の優劣はなかつたやうであるが、執込銀に至つては性分は上中下區々であつた。寛永十年には、執込銀を吹替へしめ、從來の朱封紙銀よりやゝ悪く新極印銀に鑄造せしめた。丁銀も今極印銀も約二割の銅を含有する。それ故に、銀吹替のためには、定にあるやうに鉛を購入準備するとともに、銀銅吹分の床が必要であらうと思はれる。右の定に見えるかたけ、持といふのは、生野銀山へ傳へられたカタゲ吹と同じ吹床の装置を意味するのであるまいか。これについては、暫く疑を残して將來の研究に期待したい。²⁵⁾

其の他別子はもとより小坂・神岡・椿等を始め、明治更には大正年間までこの法を使用してゐた鑛山は全國に互つて相當に多く、²⁶⁾かくて近代に於ける我が國銀産額の約六割が實にこの南蠻吹によつたといふことであるが、この事實は、この法が如何に有益にしてその利用されることの如何に廣かつたかを最も雄辯に物語るものである。されば、前掲寛政十一年の「豫州銅山師泉屋吉次郎由緒書」に、先祖の南蠻吹傳習を述べて後、「今以南蠻吹と唱、子孫に相傳申候。夫より以來は、世。上。に。も。餘。多。鉸。方。相。覺。申。候。」と言つてゐるのは、正しくその通りなのであつて、又それなればこそ「和漢三才圖會」や「鼓銅圖錄」が南蠻吹の祕傳性などいふことには少しも觸れるところなく、それどころか「鼓銅圖錄」にこの法が住友氏に始まることを世人が多く知らないと歎じて

る意味が初めてよくわかるのである。

こゝに至つては、南蠻吹の祕傳性についての一切の誤解は、最早悉く消滅する外はないであらう。

註

① 大正六年一月及び二月の「日本鑛業會誌」所載、「日本歴史地理の研究」所收。
⑥ 鼓銅圖錄考(大正十年三月の「日本鑛業會誌」所載、「日本鑛業史要」所收)。

② ③ 住友家の舊記「銅異國賣覺帳」所收。

⑦ 壽濟の繼嗣者忠兵衛の株は甥に當る住友友貞が譲り受け、

④ 住友銀行發行雜誌「井華」第十三號(明治四十二年十月一日發行)所載中村啓二郎氏稿「 \blacklozenge 」の由來。

忠兵衛の弟八兵衛の株はこれ又甥の住友友貫の子友膳が之を繼承し、次いで右の友貞の子武雅がこれを受けた。その後のことは明らかでない。

⑤ 「和漢三才圖會」卷五十九、

取_ル銅中銀_ニ法。用_ニ平_一銅_一加_レ鉛_ヲ。銅_之十_ニ以_テ三南蠻_一鑪_ニ。

⑧ 住友家の舊記「年々諸用留」所收の正徳四年の「銅屋共家業相勤候年數之覺」によれば、延寶五年には十人で、正徳

化_之。則_レ鉛_伴銀_流出_ツ。銅_以徐_ク取_ニ鉛_一銀_裸者_ヲ。復_以三_ニ炭_一吹_鑪鑪_レ之_ヲ。則_レ銀_屯於_ニ鉛_中。再_レ鑪_レ之_ヲ。法_用二_染家_古灰_一。

四年の現在三人になつてゐる。

和_ニ薰_一灰_ヲ。水_澆晒_乾。一_ニ夜_露宿_{シテ}。而_篩淨_入二_坩中_一。爲_レ

⑨ 例へば友房の「先祖聞傳書」によれば、壽濟の長女の子が

凹_處投_ニ三_鉛銀_裸者_ヲ。以_テ三_炭火_一鑪_化則_レ鉛_浮銀_沉。其_銀乃_名三_南錄_一。灰_吹是_也。用_ニ上_一件_渣銅_一以_ニ三_小吹_鑪鑪_レ之_ヲ。爲_ニ正_銅有_ニ三_棹銅_圓銅_鏝銅_一之_名。皆_因レ形_名レ_之。帶_ニ微_黃光_色者_爲レ_上。帶_ニ微_黑點_一者_爲ニ_下品_一。蓋_慶長_年中_習得_法於_南蠻_人。實_重寶_之法_{ナリ}。

若狭屋四郎右衛門と稱して、小吹屋をしてゐたが、「子孫在之候へども其後行方不知」ともあり。元祿五年の小吹屋

正_銅有_ニ三_棹銅_圓銅_鏝銅_一之_名。皆_因レ形_名レ_之。帶_ニ微_黃光_色者_爲レ_上。帶_ニ微_黑點_一者_爲ニ_下品_一。蓋_慶長_年中_習得_法於_南蠻_人。實_重寶_之法_{ナリ}。

十一軒の中にその名が見えない。又住友家の舊記に收録の

南_錄。灰_吹是_也。用_ニ上_一件_渣銅_一以_ニ三_小吹_鑪鑪_レ之_ヲ。爲_ニ正_銅有_ニ三_棹銅_圓銅_鏝銅_一之_名。皆_因レ形_名レ_之。帶_ニ微_黃光_色者_爲レ_上。帶_ニ微_黑點_一者_爲ニ_下品_一。蓋_慶長_年中_習得_法於_南蠻_人。實_重寶_之法_{ナリ}。

元祿五年の「小吹屋十一軒年數覺書」によると、曾て錢屋

色_一者_爲レ_上。帶_ニ微_黑點_一者_爲ニ_下品_一。蓋_慶長_年中_習得_法於_南蠻_人。實_重寶_之法_{ナリ}。

四郎兵衛、紙屋仁右衛門、平野屋清右衛門同利兵衛等の吹

南蠻吹の傳習とその流傳

四郎兵衛、紙屋仁右衛門、平野屋清右衛門同利兵衛等の吹

屋があり、いづれも小吹屋であつたらうと考へられる。

⑩ 銅吹屋仲間由緒書。尤も本書所載の正徳二年の銅吹屋拾七

人の由緒書と、元祿五年の小吹屋年數覺書とは、同一人に對する註記に多少の差異がある。例へば丸銅屋次郎兵衛

の開業は、前者には正保元年よりとあるに對し、後者には

萬治元年頃、又多田屋市郎兵衛は前者には寛文五年よりと

あるに對し、後者には貞享四年の頃とある。その爲に元祿

五年の小吹屋では萬治元年が最も早いのに、正徳二年の小

吹屋では更に遡つて正保元年よりといふやうな奇妙なことになるのである。

⑪ 元祿五年の十一人に就いて見ると、大體從來の吹屋の一族

は一人、手代四人、細工人三人、新規業者三人となつて居

り、又正徳二年の十四人に就いて見ると、同じく一族五人、

手代又は細工人六人、新規業者三人となつてゐる。

⑬ 財政經濟學會編「日本貨幣史」別編鈴木俊三郎氏「金座考」の八「南蠻吹の由來」。

⑭ 前輯三十四頁十二行目多田銀山の項參照。

⑮ 鍍銅の項補訂。(小葉田)

⑯ 「銅吹屋仲間由緒書」所收。

⑰ 住友家の舊記「年々諸用留」所收。

⑱ 「寶の山」所收。

⑲ 舊秋田藩主佐竹義榮氏所藏の文書に、文化十二年より弘化三年までの加護山(籠山)の「御銅吹高井出銀取調書上」がある。尙、「佐渡鐵山については云々」の項補訂。(小葉田)

⑳ 前輯八の註⑬參照。

㉑ 「さて、寛永年間、南蠻絞りを云々」以下の生野の南蠻吹關係事項及び金澤藩の天秤座カタケ關係事項補訂、尙、「國

事雜抄」、森田柿園の「加藩貨幣錄」參照。(小葉田)

㉒ 明治工業史・鑛業篇、銀・銅及び鉛製鍊の發達の各章及び

住友本社發行雜誌「井華」第三號所載別子鑛業所技師長山

本武一氏稿「銅の話」。

㉓ 平凡社「大百科事典」小室氏稿「南蠻絞」。

銅吹屋仲間由緒書。

⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓

八 結 語

之を要するに、神屋壽貞が邦人として初めて南蠻吹を傳習し、後世にその法が傳へられたといふ説は明らかに速断であり、誤解である。従つて曾ての所説通り蘇我壽濟こそ我が國南蠻吹の初傳者たる名譽を擔ふ譯であるが、併しその傳習の時期を天正十九年とすることは、確實な根據あるものではなく、寧ろ單純な臆断より出たことゝすべきで、事實は彼が天正十八年十九歳で京都に銅商を開業してから、或る年數を経た後、恐らく慶長年中位に南蠻人からその法を教はり、爾後自ら種々工夫を重ねて、實際上の成果を得るに至つたとするのが穩當であらう。又その南蠻人の名を白水とすることも傳習地を泉州堺とすることも現在の資料關係ではいづれも共に未だ必ずしも確證ある譯ではないのである。

そしてこの新技法は、曾て或は考へられたやうに、蘇我家或はその事業を繼承した住友家の秘法として、後世まで永く公開されなかつたといふのではなく、既に壽濟自らによつて先づ大阪の銅吹屋に傳へられ、これより日本輸出銅はすべてこの法で處理した拔銀銅に限られて、金銀の海外流出防止に多大の貢獻をなすと共に、又早くより諸方の銀銅山にも傳はり、彼此相俟つて後に

は國內産銀の過半は實にこの技法によるといふ程の結果となつたのである。

是に於いて壽濟の南蠻吹傳習が長期に亙り如何に大きな利益を國家社會上に齎らし來つたか、その功績の偉大なのに驚かざるを得ないのであつて、それだけに從來壽濟の功が無意味に没却されてゐたことを甚だ遺憾とせざるを得ない。

附
錄

吹 名
方 泉
關 院
係 親
資 類
料 書

解題

名泉院親類書

名泉院は住友家四代友芳の法號である。正徳享保の貨幣改鑄に際し、住友をはじめ大阪の銅吹屋仲間の主立つたものが寶永銀・三寶銀・四寶銀の銀銅吹分に従事したが、この親類書は銀吹分掛り奉行の求めに應じ正徳五年十一月提出したものゝ寫しである。いま法號に因んで「名泉院親類書」と名付けることゝした。永泉院親類書に次いで住友家を知る好箇の資料であるが、この中、文殊院住友小次郎を高祖父、壽濟泉屋理右衛門を曾祖父、壽濟の妻周榮即ち住友小次郎姉を同娘としてゐるが、これは故あつて作爲されたものである。

吹方關係資料

棹銅眞吹銅損益關係見積書

元祿五年七月、銅屋仲間より其筋へ提出の棹銅眞吹銅損益見積書並に同吹賃比較見積書の控である。これらには、當時、眞吹銅の横行による古來公認の棹銅輸出不振を、細かな計數を擧げて説明し、又兩者の吹賃を比較して、これが單に日本の損失たるのみならず、棹銅に關する直接間接の從業者數萬人の生活を脅すものであることを訴へてゐる。(年々帳無番所收)

享保十三年の大阪城代・町奉行吹所見分關係

享保十三年三月十九日、城代(酒井讚岐守忠音)城番(戸田大隅守忠圀)及び町奉行の住友鰻谷吹所見分が行はれたが、その記録中特に吹方説明書の項を拔萃した。(年々諸用留所收)

寛延二年の大阪城代・町奉行吹所見分關係

前項同様直接吹方見分に關するものを抜き出したが、吹方説明書の條は享保分と重複するので割愛した。(年々諸用留所收)

大坂吹方之事

明和元年十二月、其筋の求めにより長崎輸出銅の増産策につき、銅吹屋仲間より具申する所あったが、これはその参考資料として別帳添附されたものゝ一項で、大阪吹所一般の工程を具體的に示してゐて興味深い。

尙、右諸資料の印刷に當つては、成る可く底本とした寫しの原形を存するに勉め、異字・略字・假名遣・振假名等は舊に依つた。

名泉院親類書

〔端裏書〕

友芳親類書寫

是ハ銀吹分かゝりニ奉行方ハ被仰出候由江戸にて細井介九郎様理介へ被仰渡候

組頭三人ノ親類書於江戸正徳五年十一月廿五日

細井介九郎様へ丸銅や次郎兵衛差上ル

覺

於大坂銅吹屋仕長崎御用相勤

吹分所組頭大坂長堀茂左衛門町

罷有候處午九月ハ銀銅吹分御

泉屋吉左衛門

用被仰付京江戸兩所吹分所ニ

未ニ四十六歲

半年代リニ御用相勤申仕

會祖父泉屋理右衛門天正十九卯年京寺町通松原下ル西側ニ而初而銅商賣仕

候此節諸國出銅少ク山出シ荒銅を以直ニ日本細工向之銅ニ吹立申候所南蠻

吹之仕方傳承り銅ハ銀鉸吹鍛鍊仕候

附錄 名泉院親類書

親類書

一 曾祖父

越前丸岡住友小二良京住仕養子

於京都銀商賣仕候

泉屋理右衛門

八十年以前ニ病死仕レ

實父河州五条曾我平兵衛

一 曾祖母

住友小二良娘

六十四年以前ニ病死仕レ

一 祖父

大坂淡路町壹丁目ニ罷有京大坂兩所ニ而銅商賣仕

異國人五嶋平戸博多長崎
ニ入津之時分銅賣渡申レ

泉屋理兵衛

五十四年以前ニ病死仕レ

一 祖母

江戸八重洲河岸

岩井善右衛門娘

十九年以前ニ病死仕レ

一 父

大坂淡路町壹町目ニ罷有京大坂兩所ニ而銅商賣仕
寛文中御一法之御貨物
於長崎拜領仕レ

十ヶ年以前ニ病死仕レ

泉屋吉左衛門

一 母

本多中務太輔様吳服所京新在家半井壽庵孫

清水榮保娘

一 先妻

城州宇治

上林峯順娘

九年以前ニ病死仕レ

一 子

泉屋万太良

一 後妻

分部左京亮様御家來

先妻縁類 中西察右衛門娘

一子

泉屋千代之助

四

一弟

大坂淡路町壹町目ニ金銀兩替商賣仕い

泉屋理左衛門

一弟

戶澤上總介様御用達京衣棚下立賣ニ罷有い

田中彦兵衛

一妹

大坂物年寄西横堀ニ罷有い

木屋七良右衛門妻

一甥

弟理左衛門一所ニ罷有い

泉屋甚吉

一甥

弟彦兵衛一所ニ罷有也

田中彦六

一姪

木屋七良右衛門一所ニ罷有也

壹人

一甥

從弟ニ而御座也得共父泉屋平兵衛ニ幼少ニ而
離候ニ付親共引取置私甥分ニ仕也 泉屋理助
江戸吹分所元ノ役仕也

一從弟

本多中務太輔様奥服所京都新竹屋町ニ罷有也

清水中四良

一從弟

京都吹分所元ノ役仕也

泉屋理右衛門

右之外近キ親類縁者無御座候以上

正徳五年未十一月

泉屋吉左衛門

銀吹方御用掛り衆中様

吹方關係資料

棹銅眞吹銅損益關係見積書

私共古來の異國へ賣渡シ申棹銅と新規之ま吹銅賣渡候日本御徳失之積り書

一 御分量銀九千貫目と被仰出候義者異國に金銀多ク渡り不申様ニと被思召上候様ニ奉存候所ま吹荒銅近年大分賣渡シ候此銅ニ者白銀御座候故御定之外ニ銀多ク渡り申積リニ御座候得共當り所も可有御座候と恐入ケ様之儀者得不奉申上候

一 古來の賣渡シ申棹銅拾六万貫目 但唐目百万斤也

此代銀千貳拾貫目 但通詞口錢引殘テ如此

ま吹銅拾六万貫目 但唐目百万斤也

此代銀九百貫目 但通詞口錢引殘テ如此

但銅拾六貫目ニ付棹者拾匁高クま吹ハ拾匁余安ク賣申候

殘テ百貫目計

此銀日本之御損と奉存候銅貫目ハ同事ニ而異國へ安ク賣候ニ付如此

又百貫目計

銅カ出申銀

但古來之棹ニ仕候へハ銀氣ヲしほり取跡ヲ吹申候荒銅と申ハ銀氣ヲ取不申山出シ銅ニ而御座候ま吹と申も山出シ銅ヲ壹へン吹申候得共銀氣者少もぬき取不申候凡銅拾六貫目ニ付銀氣拾匁宛有之積リニ仕如此

貳口ノ銀貳百貫目

日本之御損と奉存候

又百貫目計

銅カ出申銀

棹銅カま吹ハ拾六貫目ニ付代銀六七匁安キ物ニ御座候へ共近年ハ新規之異國向ま吹銅はやり申故結句六七匁棹銅カ爰許之賣買高ク御座候依之ま吹銅拾六貫目ニ銀氣拾匁之積リカ外大分銀氣有之候銅も皆新規之異國向ま吹銅ニ仕候ニより右貳百貫目と積リ申外今百貫目も日本之御損と奉存候當春カ只今迄凡ま吹百万斤計下り申候然者日本之費銀凡三百貫目ハ慥ニ可有御座様ニ奉存候口ニ書付申通ま吹ハ棹銅とハ六七匁安キ物ニ御座候ニ七匁高ク候へハ都合拾貳三匁ま吹高ク御座候ニ付彌銀氣大分有之銅ヲもま吹ニ仕候棹銅と申候ハ銀ヲしほり取候跡ヲ吹申候

棹銅とま吹銅を吹申雜用銀多少ニ付諸人之痛ニ成候積り書

一銅拾六万貫目

但唐目百万斤也

右棹銅ニ吹申入用

一銀百八拾貫目

是ハ合吹しほり吹迄ニ入申候

一銀六拾貫目

是ハ棹銅ニ吹候入用

一銀七貫目

是ハ銅入申箱代

又貳拾貫目

但是ハ四ヘン吹ニ而くす吹共ニ八ヘン吹申故掛り物銀如此大分入申候

〆貳百六拾七貫目

右之銅高ま吹ニ仕候得者此吹賃銀四拾貫目但是ハ壹ヘン吹ニ而御座候故掛り物如此少分ニ入申候

指引殘テ銀貳百貳拾七貫目

棹銅吹申ニ者如此多ク入此銀ニ而銅吹申細工人并ニ所々炭燒御當地炭問屋箱屋其外是ニ掛り申

者數千人家業相續仕身命を送り申御事ニ御座候

右之通新規之ま吹異國に望申義者銀氣御座候ニ付異國人望申と奉存候ケ様ニ御座候而ハ末々棹銅壹斤も渡り申間敷候故然者凡壹ケ年ニ平シ五百万斤異國へ渡り可申候故日本之御費銀千五百貫目又吹賃入用銀凡千百三拾五貫目はハ銅細工人箱屋鍛冶や炭燒炭問屋迄數万人之痛ニ相成申御事ニ御座候以上

元祿五年申七月廿一日

右之通宛所も銅屋名印も無之割符御役人

早川安左衛門殿

に上ケ申候

丹羽孫左衛門殿

享保十三年の大阪城代・城番・町奉行吹所見分關係

一山出し荒銅吹様鉛の取様灰吹銀取様書付ニ記シ七八枚認置御入被遊候上ニ而地方御與力衆迄差

出ス

「張紙」

一 山出シ荒銅
山出シ荒鉛

但銀氣有之を 右取合合吹ニ仕候

一 右合吹銅鉸吹仕候 但吹出シ鉛に銀氣ふくミ出申候

一 右鉸出シ候鉛灰吹ニ仕候得ハ鉛ハ灰へ吸

一 右之灰吹吸込候鉛ハ留粕と申候

込銀上へ吹溜り申候

一 山出シ荒銅 但銀氣無之分 右銅間吹ニ仕候

一 右間吹銅并鍍銅取合棹吹銅ニ仕候

寛延二年の大阪城代・町奉行吹所見分關係

一吹屋吹方床敷之覺

一 小 吹 四 丁

一 間 吹 四 丁

一 間 層 貳 丁

附錄 吹方關係資料

一 鍔 四 丁 但 槓 澤 銅 返 シ

一 合 壹 丁 右 同 斷

一 灰 吹 貳 丁 右 同 斷

ノ

一 銅 藏 之 内 ニ 莖 敷 候 而 左 之 通 なら へ 置 銘 書 札 ニ 記 ス

壹 番 銅 山 鉑 石

貳 番 山 出 シ 荒 銅

三 番 合 吹 銅

四 番 間 吹 銅

五 番 鉸 吹 銅

六 番 棹 銅 但 シ 箱 詰 ニ 致 蓋 共 ニ 添 置

七 番 地 賣 吹 銅

八 番 山 出 シ 荒 鉛

九 番 鉸 出 シ 鉛

拾番 棹 鉛

拾壹番 留 粕

已上

右之通ニ銘々札ニ書記ならへ置候而入御覽候也

一燒鉛燒鏈鍍銅此五色白木小箱ニ入夫々書付致置

但御座敷ニ而御覽被遊候

大坂吹方之事

一山荒銅ニ含ミ銀無之候分ハ大坂ニ而間吹と申候吹方ニ仕候而其間吹を以直ニ御用竿銅井地賣

銅ニ吹申候

一小吹と申候ハ右御用竿銅井地賣銅ニ吹申候を小吹と唱申候

一山荒銅ニ含ミ銀有之候得者大坂ニ而鉸り吹ニ仕候是を南蠻吹ナンバンと唱申候

一合セ吹と申候ハ右鉸り吹ニ仕候下地吹方之事ニ而御座候一日ニ一火所ニ而千斤程ツ、吹申候尤
一吹ニ付百斤ツ、是ハ鉛三貫目程ツ、交セ申候此合セ吹ニ吹おろし申候而鐵ニ而柄を付候而其
先キハ銅丸を付申候此道具を眞ンと申候此眞ンハ銅汁を付打碎キ候を合セ銅と申候

一南蠻吹と申候ハ右合セ銅貳百斤を五吹ニ分ケ一日ニ一火所ニ而貳百斤ツ、吹申候此吹方ハ合セ
吹ニ而吹交セ候鉛ニつれて銀流出申候一吹ニ鉛壹貫貳百目程籠リ有之候分燃捨り鉛ニ銀を含ミ
候而八百目ニ相成薄氷之ことクニ相成候右鉛流シ取り候跡之銅を鉸^{シホ}り銅と申候夫レ故南蠻吹を
鉸り吹共唱申候

一灰吹と申候ハ右南蠻吹ニ而鉛ニ銀を含ミ流出候而壹枚八九百目有之物を六枚合セ一吹ニ仕灰ニ
鉛を吸セ能ク吹しめ申候ハ眞ン中ニ正銀すハリ申候是を灰吹銀と申候鉛ハ燃捨り鉛と灰と一
塊リハ成り釜底の如ク相成候是を一日ニ一火所ニ而二吹ツ、吹申候

後記

前輯の「蘇我理右衛門壽濟翁の研究」に續いて本輯では、特に壽濟翁の事蹟の中で最も意義あり、問題となる「南蠻吹の傳習とその流傳」を採り上げた。内容に於いて前輯と重複する如くであるが、その後の研究で向井氏の加筆の箇所もあり、この稿独自の意義があるので敢て一輯とした。尙附録として住友家古記録の中から南蠻吹關係資料を蒐めて見た。

前輯に引續き京都大學小葉田教授の懇篤なる御指導と御校閲を戴いた。

昭和三十年初秋

修史室

昭和三十年初秋 初版発行
昭和六十年三月一日 初版第二刷発行

658 神戸市東灘区住吉町反高林一八七六ノ一
編纂発行 住友修史室
601 京都市南区唐橋門脇町二八
印刷 河北印刷株式会社